

デタント期における「国際政治の構造」

—西ドイツの東方政策の展開を中心に—

リー ジョン クック
李 鍾 国

目次

第1. 問題関心とデタント	214
1. 問題関心	214
2. 分析の方法	214
第2. 転換点1969年	220
1. ブラント政策へのソビエトの反応	222
2. 東ドイツの反応	223
3. 対西側との関係	224
第3. ソビエトと東欧諸国との関係正常化：70—71	227
1. 対ソビエトとの関係—モスクワ条約	228
2. 西ドイツとポーランド関係	231
第4. 東西ドイツと四カ国協定	233
1. 東西ドイツ関係	234
2. ベルリン問題	237
3. ベルリン四カ国協定へ	239
むすび	243

第1. 問題関心とデタント

1. 問題関心

1989年は、戦後国際政治の流れの中で驚異の年(annus mirabilis)であり、歴史的な転換点にあることを感じさせた。戦後ヨーロッパの秩序—ヤルタ・ポツダム体制—は80年代半ば頃から変化が加速化した。特に、ソビエトの急激な変化はヨーロッパの戦略的な地図を変化させ、戦後40年間、東・西対決と冷戦の二極システムを終焉させた。東欧の諸国は民主主義と市場経済を求めて共産主義を放棄し、共産党が支配した体制は東欧で崩壊した。政治体制とイデオロギーが完全に異なった戦後ヨーロッパの国際政治構造を解釈するとき最近目だった歴史の解釈が「ヨーロッパにおける冷戦とデタント」史観と「西欧の冷戦とデタント」史観である⁽¹⁾。そのような史観を東・西関係の文脈で理解しながらデタント期における西ドイツの東方政策の「展開」過程を考えたい。まず、東・西ブロック形成期の状況を見てみれば、東西ドイツは二つの超大国の間で戦後国際政治の客体であり、東・西両陣営の最前線であった。それで西ドイツは四つの重要政策を希望した。ソビエト脅威に対する安全保障、西欧同盟との緊密化、国際社会への復帰、再統一である。東ドイツはソビエトの前哨基地として政治的に重要性を持ち、国内ではイデオロギーを使って国家を潤色した。60年代初頭のベルリンの壁建築事件とキューバミサイル危機の教訓から超大国は共通の利益を維持するために対話をはじめた。米ソ間の核拡散防止条約であり、戦略兵器制限交渉である。60年代半ば頃から、米ソのデタントが小康状態に入ったにもかかわらず西ドイツと東欧諸国間では関係正常化のため交渉がはじまった。西ドイツは戦後一貫したアデナウアーの「力の政策」から、シュレーダーの「動きの政策」に外交政策の変化がはじめブランド期に本格的な東欧との和解交渉の道へ踏み切った。さて、本稿では、西ドイツが「構造的なジレンマ」を「ヨーロッパのデタント」という環境の中で一連の条約を通じて解決しながらヨーロッパの新たな

安全保障システムに至る過程を扱う。特に、筆者は71年のベルリン四カ国協定(Vier-Mächte-Abkommen)を「ヨーロッパデタント」の構造から生まれた「デタントの構造化」の一つとして取り扱い、その四カ国協定の中に利害関係がある六カ国がどう交渉に参加したのかを分析しながら、70年代のデタントのプロセスのなかで二つの重要な次元である米・ソとヨーロッパのデタントを解釈する。

2. 分析の方法

分析の方法を説明する前に、戦後ヨーロッパ国際政治の状況を簡単に説明したい。戦後、ドイツ統一という目標はヨーロッパ大陸の地政学的位置と力の強さから生じる、いわゆる、「ドイツ脅威」のため禁忌され、その達成は遠いものとなった。1949年ドイツの分断は、「ドイツ問題」に再統一という新たな意味合いを加え、東・西対決システムのなかに埋め込まれ、ドイツはヨーロッパにおける冷戦の中心になった。分断された東西ドイツは、敵対関係にたつ、それぞれの陣営に特別な関係で統合され、両ドイツは別の道で国家形成に集中した。ヨーロッパの分断と冷戦のなかで、アメリカは覇権国家として西欧の安全保障システムの形成に重要な役割をはたし、また開放的な国際経済システムを設立させることに努めていた(NATO, IMF, 世界銀行とGATTを含む)。

一方、ソビエトは、戦後ヨーロッパにおいて自国の安全保障上の利益(中欧と東ヨーロッパにおいて)を重視する政策を展開した。赤軍の勝利後、ソビエトの力は中欧と東ヨーロッパに膨張してドイツの影響力を低下させた。

戦後ヨーロッパではこのようなsuperpowerが重要な役割をはたし、ヨーロッパの国々は安全保障システムの形成に積極的に参加していった。以上のことを踏まえ、60年代末頃から70年代半ばまでのデタント政策の典型と言われる西ドイツの東方政策を取り上げ説明したい。

(1) デタントの意味

70年代初期から国際政治研究の重要な用語になったデタント⁽²⁾という概念の内容は曖昧である

が、戦後国際政治の構造を理解するためには不可欠である。用語の曖昧さからデタントの事例を説明しようとするとき混乱が生じる。

米・ソデタント関係を分析した R. W. スチーブンスンによればデタント概念の曖昧さは以下の理由による。第一に、大変幅広い関係を表現するために使われてきたこと。第二に、デタントという用語は、様々な国家間、国家群間の現実や成立する可能性のある関係を描写するために使われてきたこと。第三に、米・ソとも自己抑制的政策こそがデタント成立の第一要件であると認めてはいるが、我々が観察する自制の本質や限界を定義づける、共通のルールとガイドラインについては意見の一致をみせていないこと。最後に、デタントという言葉は意味が強制的に変えられてしまう運命を体験してきたことである⁽³⁾。また、デタントの定義については本来的に限定的和解しかありえない程に国益が根本的に異なる国家間の緊張過程と定義する⁽⁴⁾。すなわち、デタントは認識する国益が基本的に対立する二国家関係を前提としている。そのような定義をしながらデタントを「状態としてのデタント」と「プロセスとしてのデタント」であると概念化する。確かに、スチーブンスンの概念化の努力は米・ソ間のデタントを究明するためには意味がある。しかし、1960年代と1970年代のヨーロッパのデタントを説明するためには限界がある。なぜならば、ヨーロッパのデタントは「複合的デタント」であるからである。そこで、筆者は、「状況としてのデタント (Detente as condition)」「政策としてのデタント (Detente as policy)」、 「プロセスとしてのデタント (Detente as process)」⁽⁵⁾を区別し、分析用語としては、特に、「政策とプロセスとしてのデタント (Detente as policy and process)」と「構造的なデタント」概念を使って東方政策の「展開」過程をみ、「ベルリン」問題の複雑さを解明していきたい。

(1)―1. 状況としてのデタント (Detente as condition)

状況としてのデタントは、二つの国家がその国家間関係において一定の緊張緩和レベルに到達し、

それが維持されているとき両者の間にデタント状態があると説明できる⁽⁶⁾。

本稿では、歴史的なある時期の緊張緩和の意味として使う。それは緊張状態を緩和するための動きとしてのデタント⁽⁷⁾という概念と比較すればより包括的である。すなわち、動きとしてのデタントは緊張状態を緩和するという動きに着目する見解であり、1955年の「ジュネーブ精神」は、戦後ヨーロッパにおける最初の緊張緩和であるが、本稿での「状況としてのデタント」は冷戦期の東―西紛争以後60年代末から Superpowers と彼らの同盟関係国との国際政治における多極化関係⁽⁸⁾という新しい次元を対象にする。

(1)―2. プロセスとしてのデタント (Detente as process)

「特定の状況としてのデタント」概念は「プロセスとしてのデタント」概念と対比できる。1974年、アメリカ上院外交委員会でのデタントに関する公聴会で元国務長官ディーン・ラスクは、デタントとはある状態ではなくプロセスであるとの見解を明らかにした。キッシンジャー国務長官も、デタントとはある最終的状态ではなく、展開しつつあるプロセスであると述べてラスクの見解に同意した⁽⁹⁾。また、学問的分野でもデタントは和解のため複合的で、必要な、長い期間のプロセスであり説明され、それは相互の満足度の漸進的發展を通じてはかられる、とする見解⁽¹⁰⁾と、新たな国際秩序構築へむけてのプロセスとしてのデタントという見解がある⁽¹¹⁾。ヨーロッパの人々は緊張の緩和する緩慢な、不明確な過程がデタントであると認識する。特に、1975年8月の全欧安全保障協力会議のヘルシンキ文書は、ヨーロッパの緊張緩和を多国間協議という場を制度化する構造的な表現であり、継続するデタントを象徴化するものになった。

(1)―3. 政策としてのデタント (Detente as policy)

ある国家の間の相互間デタント (bilateral detente) という考え方は政策としてのデタント概念で戦後歴史を導いた。コーラル・ベルによれば、

まず、1953年のスターリンの死亡以後、政策あるいは戦略より西側の明確な熱望としてデタントがはじまったと言う⁽¹²⁾。しかし、米・ソのデタント政策は少なくとも50年代初めにさかのぼることができる。アメリカをみてみれば、ヘリマンはアメリカのデタント政策の始まりはアイゼンハワー時代の1955年の Austrian State Treaty の調印までさかのぼると主張している。アメリカの外交政策の中でデタントと関係があるレットリックとしては、ケネディの「Strategy of Peace」、ジョンソンの「Peaceful Engagement」と「Bridge-Building」、ニクソン-キッシンジャーの「Structure of Peace」がある。重要な業績としては1963年8月の Partial Test Ban Treaty の調印がある。まだ、ニクソン時代の“核兵器時代の対決から立ち去って交渉の時代に入った”という宣言が目立っている。

ソ連のデタント政策は、Adam. Ulam によれば1953年8月の新しい首相マレンコフの“二つのシステムは平和共存の状態にたっている”と演説で明らかにされた。まだ、フルシチョフの1956年ソ連共産党（以下 CPUS）第20回大会での、1971年の第24回 CPUS でブレズネフの平和プログラムの演説なども同内容である。ソビエトのデタント政策の重大な業績は対米関係と1970年のモスクワ条約（ソビエト-西ドイツ）である。

政策としてのデタントの最大の業績が西ドイツの東方政策（Ostpolitik）とデタント政策である。この政策はドイツ再統一はどんなデタントより優先しなければならない命題からの逆戻りであるが、東方政策が成就できたら再統一を歩くという前提に基づいている。東に向けて非妥協的な姿勢を取ったアデナウアー路線（ハルシュタイン原則）はエアハルトとキージンガーによって柔らかくなった。1969年10月に誕生したブラント政権は「一民族二国家」⁽¹³⁾方式に基づいたデタント政策を実行した。結局、西ドイツは再統一の幻影を守りながら実態を放棄して1970-1972年の間、東方政策というソ連・東欧諸国との国交正常化政策を通じて、1945年国境を承認しヨーロッパの領土的安定

をもたらす一連の条約を結び「ベルリン問題」とより広い意味の「ドイツ問題」を暫定的に解決した。

このような意味で、米国、ソ連、西ドイツは戦後有用な戦略としてデタント政策を打ち出していた。デタントという意味を明確化することは難しいが、一定の時期の客観的・単純な手段として考えれば可能である。特に、ヨーロッパにおいて東-西紛争の構造⁽¹⁴⁾は第二次世界戦争後政治的、軍事的、経済的な力の特別な絡み合いの結果として、つまり紛争と協力を含めている複雑な状態であり、複合的因果関係によるプロセスの結果として考えられるからである。

以上のようにデタントという概念の意味は一致をみせていないが、デタントの「政治化」は客観的な目標と実利的な面で働いて概念の問題性を救いたと思う。筆者は分析の有効性を意味つけるため政策とプロセスとしてのデタントという意味を「国際政治システム」レベルで考えたい。特に、「国際政治のシステム」レベルにおいてデタントは変化する国際的な構造を分析可能させたし、長い間、さまざまな構造的変化を起こした和解のプロセスとして思われた。

(2). ヨーロッパのデタントの枠組み

ヨーロッパのデタントは「superpower のデタント」⁽¹⁵⁾とともに60年代から動き始まって、69年西ドイツのブラント政権の誕生で真の緊張緩和の政策とプロセスが「システム」レベルで展開され、新たなヨーロッパの安全保障システムを構築させた。ヨーロッパはアメリカとともに戦争の危険を低減させることと軍拡競争の抑止、東・西の対話を促進することを共有していた。またそれは政治的な関係改善と人権問題とも関係していた。

特に、西ドイツのブラント政権の東方政策はその意味の緊張緩和を実現するためにも行われたと言える。1969年末から1972年にかけての西ドイツの緊張緩和外交は、ヨーロッパ東西の軍事的対立関係と西ドイツの NATO 帰属にはいっさい手を触れることなく進められたものである。ブラント政権にとっては、西ドイツと NATO の結びつき

が緊密である場合、そして西側の結束が強固である場合にのみ、西ドイツの緊張緩和政策は成功を収める、と考えられていたのであった。

大勢のヨーロッパ人はこの時期より強いヨーロッパのアイデンティティとアメリカとの従属関係の軽減を希望していた。ヨーロッパの人々は、issue 別にあいまいな態度を持ちながらヨーロッパが戦争に巻き込まれることについて恐れていた。このようなアンビバレンスがヨーロッパとアメリカとの間の慢性的な緊張の原因になった。こうして、1969年から70年代にかけてのデタントはアメリカとソ連間、占領四カ国と東西ドイツ間、西ドイツと東欧諸国間、という異なる三つのレベルで、そのいずれもが範囲を限定された個別問題—ABM (antiballistic missile) システム及び戦略的攻撃用兵器の数的制限、西ベルリンと西ドイツの関係、戦後ヨーロッパの現状—オーデル・ナイセ国境及び東西ドイツ間の国境線の事実的承認—の処理というかたちで進展したのであった。

(2)–1. Superpower デタントとヨーロッパのデタント

ヨーロッパデタントは成功したが superpower デタントは失敗であったということは常識となった。事実、ヨーロッパデタントは部分的に成功しても superpower デタントは部分的に失敗した。しかし、二つのデタントの間には以下の違いがある。1960s–1970s を通じて展開された superpower デタントの重要な目的は、グローバルな競争が核戦争へとエスカレートすることを防止することであった。superpower デタントは流動的、不安定的でどちらにも統制できない地域に広がった。

特に、ヨーロッパにおいて superpower は、分断されたドイツでお互いに直接に向き合い東西ドイツをヨーロッパでのそれぞれの関係の中心とさせた。しかし、ヨーロッパのデタントは、独自の具体的な形と推進力を身につけた。グローバルデタントと違って、ヨーロッパのデタントは明確に限定された領域（軍事的な安定地域、文化的類似性を持っている人々の間、自ら政治的経験と利益を共有する）で働いた。このような面で常に super-

power デタントとは違っていた。核の巨大化はまず戦争の脅威によって協力関係の地域を手に入れさせたことであるのに、ヨーロッパの国々は、さらに、ヨーロッパ大陸の古い文化と経済的なアイデンティティによって引き寄せられた。なぜならば、彼らのデタントの目的は戦争の回避だけでなく、変化のためのより有利な状況を作ることであった。そのような意味でヨーロッパのデタントは superpower デタントより早い段階で始まり、より長期間作用し、より大きな利益をもたらした。

しかしながら、両者のデタントは概念と実行の両面で重複があった。superpower デタントとヨーロッパデタントとも、関係する行動のルールを設立することで限定的な成功をみせた。彼らは敵対関係のなかで協力部分を追求し、良好な対話関係を促進すべく東西間に連係と接続のネットワークを作ることに試みした。このような二つのデタントは非常に論争的なものになった。二つのブロックの内部で共通のことは内在的な腐敗を促進する恐れであった。特に、ソ連と東ヨーロッパにおいて各政権の強硬路線の人々は、西欧に浸透され、危険性が過小評価されることを恐れた。反面、西側においても、類似な恐れをデタントを批判する右翼(right-wing)が抱いていた。彼らは西側を弱体化する同時にソ連の支配を強化するべき一連の宥和政策として理解した。特に、彼らは西ドイツの東方政策を疑いし、デタントの熱狂が NATO の防衛をそこなうということを心配した。

このようなデタントの混乱と曖昧さが60s–70s の複雑な展開のなかで現れることになった。特に、戦後、東西緊張関係の中心である「ベルリン」問題とヨーロッパの安全保障をめぐる特にそうであった。

(2)–2. 東西ドイツのデタント

第二次世界大戦以後、東西間の対立の中で、西側の支持を受けて成立した西ドイツは冷戦の激しい状況のなかで、アメリカを主軸とする西側に参加し、米・ソ間のデタントの変化に対処しなければならない歴史であった。東西ドイツはそれぞれ同盟国の最前線になって、冷戦の意味を増加させ

た。ペータ・ベンダーはドイツの分断を冷戦の中での異なるスタートであり、隣り合って存在する生活様式ではなく、お互いに相手を排除し合う二つの政治哲学だったと言った⁽¹⁶⁾。また、各々の同盟は分断ドイツの一部を含みながら自らの安全保障のためにドイツを利用した。二つのドイツは主体であると同時に客体でもあった。superpowerへの依存とそれらの統制、東西対決の最前線という政治的、軍事的な重要性からくる主体性である。それは連邦共和国の四つの目標でもあきらかであった。ソ連の脅威から安全保障を維持すること、西欧同盟のメンバー、自由世界への復帰、再統一であった。反面、東ドイツは1950年 CMEA (Council for Mutual Economic Assistance) の一員になって、1955年は WTO (Warsaw Treaty Organization) 一員になって東欧ブロックに統合された。このような意味で東ドイツはソ連の戦略上重要な一員となり、政治的にも社会主義ブロックの最前線になった。また、経済的にも相対的に効率的な生産で重要性を増えていった。東西ブロックが敵対的になると、ソ連に親密な同盟になり社会主義国々の防波堤になった。それ以後、ドイツ問題の基本的な構造⁽¹⁷⁾は対称的紛争になったと言える。

まず、西ドイツから見ると、アデナウアーによって導かれた連邦政府はソ連を世界支配を追求する帝国主義の国と考えた。それゆえに、西ドイツの最優先事柄は自国の生き残りを保証するためにソ連の攻撃を阻止することであった。しかし、アデナウアーはソ連を国内において弱いものであると考えた(特に社会的、経済的問題において)。従って、アデナウアーの「強さの政策」(politik der stärke) はドイツ問題による永遠な回答ではなく、ソ連の状況が支えれなくなる時までの政策として意図された。このような政策はドイツに再統一の機会を与えることを意味した。1961年ベルリンをめぐる東西の緊張は頂点に達し、8月13日には東ドイツが西ベルリンとの間に壁を築きはじめ、ドイツの分割を決定的なものにした。かくして、ベルリンの壁はアデナウアーの「強さの政策」の失敗の象徴であるとする声が西ドイツで高まった。

このような厳しい状況から、シュレーダー外相の「動きの政策」はすべての国民が共存する新しい欧州秩序を目的とし、その発端として西ドイツと東欧との間の文化的・人間的な関係を作り、経済的な交流を目指した。この政策は東ドイツを孤立化させる結果になり西ドイツ内にハルシュタイン・ドクトリンに対する疑問が起きた。1966年に誕生した大連合政権は、戦後続けたハルシュタイン・ドクトリンと東ドイツの外交的な孤立化に基づいた外交政策はもはや維持できないことになった。その後西ドイツは東方政策を通じてデタントの新たな局面に入った。

1952年、西ドイツの NATO 加盟を阻止する目的で、ソ連はスターリン・ノートとよばれる統一構想をうちだす。つまり、ドイツの非同盟化とオーデル・ナイセ線の承認を条件に、ドイツが独自の国防軍をもつことを認め、東ドイツの「社会主義的獲得物の確保」を前提にせず、それまでの西側の主張であった自由選挙をもとにして統一を達成しようという、ドイツ武装・中立案が提案されたのである。しかし、この提案は西側によって拒否され、西ドイツは NATO に加盟することによって、ドイツは二つの社会体制、二つの軍事ブロックに分裂することになった。東ドイツはもうしばらく、国家連合といったかたちの統一提案をつづけることとなる。しかし、西ドイツの政権党であったキリスト教民主同盟の政策基調は、その後も変わらずハルシュタイン原則にみられるように東ドイツを排除した⁽¹⁸⁾。

東ドイツの政治指導者たちは60年代を通じてある種のモデルを模索したが、デタントについては曖昧な態度を示した。彼らは外交と安全保障政策については賛成したが、彼らは西欧への東ドイツを開くことについては望まなかった。彼らは、壁の建設は西欧によって追求された「力の政策の崩壊」を証明したと主張した。また、彼らは東ドイツへの脅威が外から来ると信じた。それゆえに、彼らは西側のデタントの提案についてきわめて疑い深い姿勢を示した。特に西ドイツの Egon Bahr (Willy Brandt の助言者であり東方政策の協力

者である)によって作り出された公式である「接近による変化(Wandel durch Annäherung)を、二つの刺激的な要素—接近と内部の変化—を含むとして満場一致で拒否された。二つのドイツは対抗する同盟に属し政治、経済、法律、社会心理と他の分野において離ればなれになった。東ドイツへ、明白な短所があるにもかかわらず、大勢の東ドイツ市民たちはそれを資本主義西ドイツに対する実行可能な選択肢だと考えた。1967年4月の社会主義統一党第七回党大会は東ドイツの今後数年間にわたる政策の転換点になっていたと言える。会議の中心は経済問題であったが、そのとき社会主義ドイツ民主共和国は帝国主義西ドイツと統一することは不可能であると宣言した⁽¹⁹⁾。

ベルリン壁の建設は東西ドイツの最終的な分裂の完成するものになっているが、反面、この頃から問題になったのは、両ドイツ間のおもに経済生活分野での「格差」⁽²⁰⁾の問題と東ドイツの国内政治において紛争の増加であった。しかし、東ドイツは安全保障政策と外交政策においてデタントから得る事実上の利益があって、60年代末から70年代にかけて平和共存原則の遂行と資本主義国家とのより広い協力関係を促進する政策としてデタント政策を展開していった。

(2)—3. 新たな安全保障システムへ⁽²¹⁾

戦後、その変化の主体としてはヨーロッパの国々であった。戦後直後から60年代までは強大国の激しい競争関係が重要な要素だったが(特に、米・ソ関係の競争とイデオロギーにおいて)、その後、ヨーロッパの国々は経済力と政治的な信頼の面においてお互いに相互協力関係を作ることで頭をかかえた。

ヨーロッパにおける変化の鍵は米・ソ間あるいは東西関係の紛争の中心であった「ドイツ問題」の解決だった。その可能性はドイツ再統一を承認するのか、ドイツ分断を認めて現状を維持するのかによって左右された。それはまた勢力圏維持の観点からももっとも重要であった。冷戦中大部分の国家はドイツの力の制限に関心をもってしたが、ベルリン危機とキューバ危機とともに冷戦は新た

な段階に入った。それはすなわちデタントであり、その状況のなかで「ドイツ問題」は強大国からの自立の道を模索した。他方、米・ソ両国は、そうした独自の動きに対してブレーキをかけようとした。特に、ソ連は西ドイツの連邦議会と参議院がベルリンで「全ドイツ」を誇示する動きを示したことについて怒りを発した。そのためこうした方針はあらためられなければならなかった。

西ドイツは、緊張緩和において厳しい状況に直面した。ドイツ統一という国家目標の追求は、緊張緩和の流れに逆行し、西ドイツは両者の間の選択を迫られた。大勢に従うとすれば、ドイツの分裂を容認しなくてはならなかった。事態の必然的な流れを理解するまでに七年の歳月がかかった。西ドイツが独自の戦略を打ち出す機会が増えてはあったが、同盟諸国は西ドイツ政府の幻想に対して一切の支持を拒む一方、異なったアプローチを提示した。ケネディーの「平和の戦略」やドゴールの「大西洋からウラルまで」のヨーロッパ、というビジョンは、左右を問わず、遠い将来を考えるドイツの政党人にとって模範となり、よりどころとなった⁽²²⁾。

このような厳しい国際状況のなかでソ連は1966年ワルシャワ条約機構のブカレスト会議で全欧安全保障会議を提唱した。しかし、その当時は何の反応もなかったが、西ドイツのブラント政権の誕生とともにソ連が打ち出した提案は実現の見通しを得た。西ドイツのデタント政策である東方政策は、いわゆるヨーロッパの平和を目指したものであり、将来ヨーロッパにおいて東西関係の協力構造を強化することが狙いであった。それはソ連が提案した全欧安全保障会議と協力して多国間関係を作ることを長期的な目標として設定した。それはある意味で「ドイツ問題のヨーロッパ化」であり、ヨーロッパの安全保障システムにおける大きな変化のはじまりである。

ヨーロッパにおいて、このような新たな安全保障システムを作るとき重要な前提は、まず西ドイツとソ連の関係正常化と戦後ヨーロッパの国境線の承認であった。具体的には西ドイツとソ連間の

「モスクワ条約」、西ドイツとポーランド間の国交正常化によって実現された。次に、戦後四カ国と東西ドイツに常に戦争になる可能性を生み出した「ベルリン問題の解決」であった。それを解決するため開かれた会談で初、西側とソ連側の主張が食い違いをみせたが、1971年9月3日にはアメリカ、ソ連、イギリス、フランスによってベルリン協定が仮調印され、同年9月6日からの東西ドイツ政府間の交渉で正式調印が行われた。筆者は、このような動きの背後には「東西デタントの構造化」と「ヨーロッパの安全保障システムの安定化」を優先する立場があったと認識したい。

第2. 転換点1969年

1969年選挙後、SPD/FDP 連合の形成⁽¹⁾は国内政治の障害からデタントの発展の方向へ政策を移動させた。1969年10月28日 Willy Brandt 首相が彼の政権の施政方針⁽²⁾を行ったとき、ブランド首相は、戦後ヨーロッパにおいて作られた現実と東ドイツを含めたヨーロッパ諸国の領土の完全な状態に基づいて政策を発表した。その要点は次の諸点である。(1)西ドイツは東ドイツに対し、政府間の交渉開始をふたたび提案する。(2)西ドイツによる東ドイツの国際法上の承認は問題にならない。東西両ドイツの関係は「特殊なもの」である。(3)西ドイツ政府は武力の行使あるいは武力による脅威を相互にさしひかえるための暫定協定を東ドイツと締結する用意がある。(4)アメリカ、イギリス、フランス三国に対し、ベルリンの情勢を改善するためのソビエトとの交渉をより積極的に進めるようアドバイスする。西ベルリンは、ドイツの二つの部分の政治的、経済的、文化的な関係改善に役にたつものとして位置づけられねばならない。(5)そのほか東欧諸国との関係改善のために、ソビエト、ポーランドとの交渉開始を提案する。(6)前政府が説明を求めている諸問題が回答されしだい、すみやかに核拡散防止条約に調印するであろう。

すでにその前日、政府スポークスマンは記者会見で「新しい西ドイツ政府は二つのドイツ国家が存在するとの立場から出発する」と述べて、その

現実主義的外交の方向を示唆していたが、これは、10月6日、東ドイツ建国二十周年記念式典で、ブレジネフ (Leonid I. Brezhnev) ソビエト共産党書記長が、全ワルシャワ条約諸国は西ドイツを含むすべての国との緊張緩和と友好関係の発展を望んでおり、西ドイツがこの呼びかけにこたえるよう希望する、と述べたのに応じた内容のものであった。これにより両ドイツ関係を含む東方諸国と西ドイツの関係に、にわかになんか新たな関係が予想されるに至った。

ブランド首相の演説のほかに、シェール外相は10月29日連邦議会での野党の質問に答えて、「第三国が東ドイツを承認することは西ドイツにとって今後も無関心で済ますことができるものではない。西ドイツの利害の本質に触れる問題だからである。しかし、第三国が東ドイツを承認してもこれと外交関係を断絶するきっかけにはもはやなりえないであろう」と述べた。これは政府責任者がはじめて公式にハルシュタイン原則の放棄を言明したものと受け取られ、69年前半にあいついだ非共産圏諸国の東ドイツ承認問題の処理に方向を示すとともに、東ヨーロッパ諸国との国交正常化にとって前提条件とされていたものに解決を与えたのであった。

新政府の東方外交の具体的な着手は、ソビエト、ポーランドに対して武力行使の相互放棄についての交渉を申し入れることで開始された。そして、それと並行して、核拡散防止条約の調印について基本方向が検討された。この条約調印の問題は、前政権の与野党間で鋭く意見が対立し、最終態度の決定が遅延してきたものであったが、新政権はこれの取扱いを他の外交上の成果に連結することを企画したと思われる。西ドイツ外務省はまずアメリカとソビエト両国政府に対し、同条約調印により西ドイツの安全保障に不安がないかどうかを確かめる質問状を提出し、さらにまた原子力平和利用の面で差別待遇が起きないかどうかの点についてもただした。そのうえで新政府は調印に踏み切ったのであった。

ブランド政権が二つのドイツ国家が存在すると

の立場を認めたことは⁽³⁾、東ドイツを含む東欧側全体に反応を呼び起こした。ブランドの施政演説直後の10月31日、ワルシャワ条約国の外相たちが集まって、ワルシャワ条約機構加盟の七カ国外相会議は全ヨーロッパ安全保障の早期開催を呼びかけるコミュニケを発表したが、それは多分に西ドイツの新政権の動きに応じた面をもつものであった。またこのコミュニケの狙いは武力放棄宣言協定を通じた安全保障の確保とヨーロッパ諸国との経済的協力の拡大であったと言える。それで、そのプラハ宣言はそのような論争点について二国間

(bilateral) 及び多国間 (multilateral) 協定を支持した⁽⁴⁾ソビエト、東ヨーロッパ諸国が新政権の政策に期待を寄せつつ、同時にブロック内諸国の足並みの乱れを防ぐものとみられた。

ブランドの施政演説に対する東ドイツ政府筋の最初の反応は東ドイツ外務次官 Ernst Scholz の記者会見で明らかにされた。この会見のなかで同外務次官は、西ドイツとの関係正常化のためには西ドイツが東ドイツを平等な主権国家として国際法的に承認する以外に道はないという態度を表明した。これはいぜんとして東ドイツの態度が従来どおりの原則によっており、きわめて強硬であることを示すものであった。

12月3日からモスクワで開催されたソビエト、東ヨーロッパのワルシャワ条約国の首脳会議⁽⁵⁾では、このような東ドイツの強硬な態度と西ドイツとの接近を推進したい他の諸国との意見調整が主題であったとみられる。同会議のコミュニケは、戦後ヨーロッパの現状維持を主要な動機とする論調をとったが、そのなかでは、「西ドイツの核拡散防止条約署名を積極的な契機であると認めた」と評価しつつも、「すべての国が国際法を基礎として東ドイツと平等な関係を築き、現在のヨーロッパの国境を最終的かつ不変のものとして認めることが必要である」として東ドイツの主張を擁護したのであった。

また、ブランド政権の重要な任務であるベルリン問題の解決は、東方政策の進展と不可分の関係に立つものであった。このベルリン問題はアメリ

カ、ソビエト、イギリス、フランスと東西ドイツの間の多国間問題であるということを考えて、筆者は、ベルリン問題の真正な解決こそが戦後ヨーロッパのデタントと新たな安全保障システムを実現するためのリトマス検査であると考えたい。

ヨーロッパにおいて、1969年という年には、戦後西ドイツの政権から排除された SPD 党が政権担当者になったこと及び大連合政権の東方政策より重要な外交政策によって大きな変化をもたらされた。これは、特にブランド・シェール政権の連邦議会での施政方針の発表であきらかになった。ブランド外交の目標は、東西の緊張緩和にあるとし、そのためにまず東西の対話を提唱したが、そのさい、その基礎として、第二次世界大戦後のヨーロッパの現状維持（東西ドイツの国家としての承認とオーデル・ナイセ国境線の承認）を打ち出した。第二次世界大戦後、西ドイツを指導してきたアデナウアー、エアハルト、キージンガーの三つのキリスト教民主同盟の政権は、一貫して東ドイツの存在を認めず、かつ1945年に決められたオーデル・ナイセのポーランドの国境線を承認することを拒否していた。

政府のみならず西ドイツの世論全体も同じ風潮に支配されていたことを考え合わせると、ブランド政権が施政演説で打ち出した新たな政策はまさに画期的な意味をもっている。しかも、一方では、ブランド政権は東西の両ブロック、すなわち NATO 体制とワルシャワ条約機構の変更を一切伴わないという保証のもとに東方政策を進める慎重さを示した。その新たな政策の中心は(1)核拡散防止条約の調印、(2)ソビエトとポーランドとの交渉提唱、(3)東西ドイツの首脳会談などである。

なお、重ねて強調しておくべきことは、ブランド首相は西欧との結びつきに一層意を用いていることで、その証明としては1970年4月のアメリカ訪問、6月のフランス訪問があげられる。そして、ニクソン大統領とポンピドー大統領にそれぞれ会見し、東方政策への協力と理解をとりつけている。

また、ブランドの外交の基調はヨーロッパの平和秩序を作ることで大連合政権時代からその基本

的な考え方を明快に述べられている。特に、ソビエトとの関係改善を最優先として重視し、東欧諸国に対する西ドイツの政策は、ソビエトとの関係樹立と不可分であると強調している。次に、西ドイツのデタントへの積極的な態度は、東ドイツを排除するものではなく、そのことは西ドイツの基本的立場を放棄することにはかならずしもならないとも述べている。このような意味でブランド・シェラーの外交政策は前の政権と違う面を打ち出したものと言える。

1. ブランド政策へのソビエトの反応

ブランド政権は成立直後に、核拡散防止条約に調印したが、これは明らかにソビエトとの関係改善をねらったものであった。核拡散防止条約は周知の通り、現在の核保有国にとって有利で、それ以外の国々にとってはきわめて不平等な条約として、超大国を除く諸国には不満の色が濃かったが、ブランド政権はあえて調印に踏み切った。恐らくソビエトとの合意をとりつけるには必要不可欠な措置と考えたためであろう。

その後12月初めに開かれたワルシャワ条約機構首脳会談のコミュニケは、西ドイツの核拡散防止条約の調印を「現実主義的な傾向」と肯定的に評価し、会談終了後、早くもソビエトと西ドイツの間に武力不行使宣言交渉が始まっている。さらに二週間後には、ポーランドが西ドイツの呼びかけに応じて、交渉に応ずる回答を行い、1970年2月にその交渉は始まっている。

このような経過は、ブランド政権が東方外交を進めるにあたって、ソビエトが東ヨーロッパ及び世界の国際政治の場で果たしている役割を正当に認め、ソビエトとの関係正常化をもっとも重視した方針が見事に当たっていたことを立証するものである。その場合、西ドイツが、領土問題のみならず全般的な外交姿勢において、再び第二次大戦以前のドイツに戻らないという誓約を東ヨーロッパ及びソビエトに積極的に行った誠意が受け入れられていることを見のがしてはならない。これまで西ドイツに対してつねに加えられてきた「復讐主義者」というイメージと非難は、この一年間で急

速に拭いとられていった。

もちろん、ソビエト側においても、東方において中・ソ対立を抱え、とくに1969年には中・ソ国境で3月から8月にかけて武力衝突すら引き起こしている状況で、ソビエトの対西側政策においては国際関係の安定化、いわゆるデタントの雰囲気に乗ることが何よりも容易な対応であったという事情があったことも否定できないであろう。

さらに加えて、ソビエトと東ヨーロッパの諸国にとって、西ドイツの力強い経済力がイデオロギー的立場を越えて大きな魅力であったことも事実である。その意味では、ブランドの東方政策は政策を進めるために重要な基礎的な力の恩恵を受けたかも知れない。

西ドイツでSPD政権が誕生した1969年ソビエトのブレジネフ書記長は、10月27日クレムリンで行われたソビエト・チェコ友好会議の場で、西ドイツの社民党政権については以下のことを述べた。「20年間政権を担当した、巨大な独占資本の政党であるキリスト教民主同盟は、その報復主義と軍国主義のゆえに政権の座を失った。社会民主党が決定的役割を果たしている新しい連合政権が誕生した。この連合政権は、国際問題でより現実的な態度をとる意向を強調した声明をもって出発した。われわれはこの意向が本気であると信じたい。西ドイツの支配層はそれを実現するため、大きな可能性をもっている。西ドイツと東ドイツの国境を含めてヨーロッパの現在の国境線を西ドイツ政府が公認すること、キリスト教民主同盟政府によって提起された全ドイツ国民を代表するという不当な要求を放棄することなどがいかなる意味を持つかを理解するのは困難ではない」と述べた。また、ブレジネフ書記長は10月6日東ドイツ建国20周年式典で、10月3日の西ドイツ選挙結果について「西ドイツにおける民主勢力の疑う余地のない勝利」であると述べた⁽⁶⁾。このような面から予測すれば、ソビエトの西ドイツとの交渉の熱気は当然であろう。

また、ソビエトのブレジネフ書記長は、ヨーロッパ集団安全保障について「社会主義諸国の外交政

策における中心的課題の一つは、ヨーロッパの恒久的平和の保障とヨーロッパのすべての国家間の協力問題である。われわれがヨーロッパの集団安全保障体制の問題をこのように粘り強く、繰り返し持ち出しているのは、決して偶然ではない。われわれにとって、これは単に人を引きつけるためのスローガンなのではない」と述べた。このようなソビエトの立場は10月31日のプラハ宣言で明らかになった。特に、西ドイツのソビエトに対するイニシャチブに対応した積極的な反応は西ドイツの選挙前さらに表明された⁽⁷⁾。

西ドイツとソビエトは協議の重要な目的においては大きく差があったが、クレムリンはブランド・シュルー政権がキリスト教民主同盟よりヨーロッパ安全保障会談を受け入れることを示した事実で若干の満足を引き出した⁽⁸⁾。

1969年末からのヨーロッパのデタントを通じて、ソビエト指導者たちは東ヨーロッパと西ヨーロッパにおいて複雑な相互関係の発展を明快に意識した。また、東と西側の接触と交流の増加はモスクワを西ヨーロッパにおいてより大きな影響力を達成する可能性を提供しているが、しかし、同時に西側の思想の影響から出る東ブロックにおいての影響力について懸念を現した。このような状況のなかでソビエトの指導者たちは、東側の同盟国に対する彼らの支配力に危険性がなければ西ヨーロッパの国々に食い込んでくることを自ら努力していた。これは、ある意味では、西側同盟の内部関係を緩めるために東側と西ヨーロッパの間に相互作用をおこすと、同時に、東ヨーロッパにおいて経済状況を発展させて、そこで共産主義体制の強固化する目的⁽⁹⁾であったと考えられる。

そのときソビエト指導者たちは西ドイツとの対話を再開してより良い状態に収斂化されたが、個人的考えは多少違いがあった。たとえばブレジネフは、自分の経済的な理論的解釈に相互資本主義者の矛盾を利用して付け加えた。スースロフは東西貿易については消極的な姿勢だったが、SPDとの協力から利益があることについては理解した。コスイギンの場合はある程度まで経済的な考慮と

軍備管理協定を希望した。ポドゴールヌイは軍備管理面に深い関心を表明していた⁽¹⁰⁾。1969年ブランド政権誕生後、ヨーロッパのデタントの流れは、アメリカとソビエトの連係関係になって展開される国際政治の環境を生み出した。

2. 東ドイツの反応

西ドイツと東ドイツとの接触は1967年春から活発化し、同年4月12日に西ドイツ政府は声明を発表、「西ドイツ政府は両ドイツ間の緊張緩和を求め、両ドイツ間の緊張緩和はヨーロッパの緊張緩和の構成部分であり、活動要素である」として(1)両ドイツ住民の日常活動の簡易化、(2)経済・通行政策の協力、(3)経済・技術・文化の交流—など3項目16カ条にのぼる提案⁽¹¹⁾を行った。これに対し東ドイツ側からはウルブリヒト (Walter Ulbricht) 国家評議会議長が声明を出し、「キージンガー及びシュトフ (Willi Stoph) 両ドイツ首相の間で、東西ドイツ間の意思疎通のための第一歩を協議し、条約を結ぶよう」提案した。その後続いた東西ドイツの交渉はベルリン通行禁止問題で両ドイツ関係はますます悪化した。このあとワルシャワ条約機構軍のチェコ侵攻事件で東西関係はさらに冷却化し、東西交渉は1969年ブランド政権登場まで2年の長い空白期間を経験することになった。しかし、1969年に入ると、アメリカとソビエトの接近を背景に、ヨーロッパの安定と緊張緩和の実現が急速に具体化する方向をとり、とくに同年3月17日ブダペストにおけるワルシャワ条約機構政治諮問委員会が発表した、いわゆる「ブダペスト宣言」⁽¹²⁾によって、ヨーロッパの緊張緩和への動きが急速に高まってきた。特に同宣言におけるアメリカ、西ドイツに対する調子が従前の東側の態度に比べてきわめて穏やかであったことが注目され、ブランドもバート・ゴデスベルクにおけるSPD党大会での演説⁽¹³⁾でこの点を指摘していた。ついで7月3日ブランド外相がまずソビエトに対し、1968年7月11日以後中断していた武力不行使に関する西ドイツ・ソビエト交渉の再開を申し入れたのに対し、7月10日グロムイコ外相も交渉継続の意向をソビエト最高会議で表明⁽¹⁴⁾、にわ

かに東西交渉の道が開けはじめた。しかし、西ドイツでは総選挙が予定されており、具体的な交渉は選挙結果待ちということとなった。

総選挙の結果、西ドイツにブランド政権が誕生し、東西ドイツの交渉は前の政権より多角的に進展することになった。ブランド政権は施政演説で、「ドイツの中に二つの国家が存在しても、両国は相互に外国ではない。両国の相互関係は特殊な性格をもつものである」と述べ東ドイツを事実上の承認⁽¹⁵⁾を明らかにした。

再開後、東西ドイツの交渉は、1969年12月17日のウルブリヒト東ドイツ国家評議会議長からハイネマン (Gustav W. Heinemann) 西ドイツ大統領への書簡によって開かれた。ウルブリヒト議長はそのなかで「両ドイツ国家間の友好的な共存と善隣関係の形成が、妥当な国際法の一般的に承認された規範に基づいた関係を形成することを促進しよう」と前置きし、交渉代表としてシュトフ首相とウィンツァー (Otto Winzer) 外相を任命するとともに9カ条から成る条約草案を提案した⁽¹⁶⁾。東ドイツが西ドイツとの関係正常化に積極的となった背景には、一つには西ドイツに、東方外交に重点を置くブランド政権が誕生したこと、さらに、ブランド政権が1969年11月28日に核拡散防止条約に調印したことがあげられよう。事実1969年12月3-4日にかけてモスクワで開かれたワルシャワ条約機構の首脳会談でも西ドイツの核拡散防止条約調印が大きく評価され、東側のドイツ政策の転換が決定されたといわれる。そこで、東ドイツのウルブリヒトは自国の支持の表示のために圧力を加えたその会談が行うときモスクワはすでに交渉者たちはソビエトと西ドイツの関係を正常化するためにボンとともに慎重に話が始まったと発表した。12月末からは西ドイツとポーランドの間に同様な話し合いが進み始まった⁽¹⁷⁾。

モスクワ会議の直後、ウルブリヒトは社会主義統一党の第12回中央委員会での報告において「東西ドイツ関係を規定する条約は国際法に基づくものが必要」と従来の立場を繰り返しながらも、「西ドイツの社会民主主義との善隣関係は可能であ

る」といった新しい展望を示していた⁽¹⁸⁾。

次いで東ドイツは12月17日、人民会議で「西ドイツとの関係を規定するための交渉を国家評議会と閣僚評議会に一任する決議」を行った後、ウルブリヒトから西ドイツ大統領ハイネマンに手紙を送った。これに対してハイネマン大統領は「提案は歓迎する。ただし条約案については検討中である」と回答、東西ドイツの関係正常化の交渉は、いくつかの問題点をはらみながら見通しがもたれた。そのウルブリヒトの提案は両ドイツ関係の正常化に関するものであったが、新しい内容はなかった。たとえば、完全な外交関係の樹立すること、大使の交換、西ベルリンの独立した地位を認定することなどである。また、1967年におけるシュトフとキージンガーとの間のノート交換とは違って、ウルブリヒトはGDRの承認は二つの国家間の対話を優先するという前提条件を捨てた⁽¹⁹⁾。

1969年の国際的な緊張緩和のプロセスの中で、西ドイツのSPD/FDP連合政権は、ブランド首相のもと、1969年から平和の確保のためには両ドイツ間の関係改善も必要であると宣言した。GDRの指導部は当初これに反対していた。彼らはボン政府とは互いを外国として認めた「国際法上の関係」を取り結ぶことに固執した。しかしながら、直接的接触が行われ、西ドイツ首相ブランドが東ドイツ首相シュトフを訪れることになった。

3. 対西側との関係

新しく誕生したブランド政権は、「継続と刷新」、「外交と安全保障政策」、「ドイツ政策」のテーマで施政演説を行った。新政権の外交政策は、特に東方政策に関して具体的な目標を打ち出した。しかし、ブランド政権の外交は、西側と東側の中間に立つことではなく、西側との協力関係の中で展開することを施政演説で行った。まず、安全保障面においてはNATOの安全保障システムを基本にすることである。それは「NATOは、二十年間にわたってその存在を維持してきたが、それは将来においてもわれわれの安全保障を確保するものである。NATOの確固たる協力は、ヨーロッパの緊張緩和に至る連帯的な努力にとっての前提を

成している」と述べられている通りである⁽²⁰⁾。また、ヨーロッパデタントの重要な柱の一つである軍備管理についても、「同時的で同等の価値を持つ軍備制限と軍備管理へ向かってのわれわれの真剣かつ持続的な努力にかかわる面であれ、ドイツ連邦共和国の十分な防衛保障にかかわる面であれ、われわれが安全保障の二つの面のどちらを観察するにしても、連邦政府は二つの面について、その安全保障政策とは、均衡と平和保障の政策と理解している」と述べた⁽²¹⁾。このようなブランドの施政演説では、ECCの拡大、強化のためにイニシアチブをとることがすでに明らかにされていたが、ドゴールが引退したあとのヨーロッパにおいて、マルクの地位に象徴される西ドイツの発言力の重みが一段と増すであろうことは容易に予想される場所であった。

ブランドの東方政策は、西ドイツの伝統的な外交政策上の負担を軽くし、西側世界に向けての発言力をも強化しないではおかないものであった。明らかにヨーロッパには新しい国際政治の力関係が動きはじめたというべきであろう。彼の西側政策は、西ベルリン市長の職にあった時の、「西ドイツと東ヨーロッパの間の関係の正常化」という方針、すなわち東方政策は現状維持という認識とともにはじめたというべきである。また、ブランドはヨーロッパ統合と Atlantic partnership への現在の国家の動きについて失望を表明しながら、SPDは活気ある進歩において積極的な役割を果たすつもりであり、Jean Monnetの Action Committee とともに協力するだろうと述べたと George McGhee は記述している⁽²²⁾。

以上のように、ブランドの東方政策は戦後西ドイツの対西側政策を基にして推進することになっていた。それは「ドイツ問題」から予測すれば当然なことである。1969年11月17-18日に開かれる予定であったハーグでの EEC 首脳会議は、ポンビドー政権がやや予想に反して、国内事情からいぜんとして「EECの拡大より統合が優先」との方針を堅持し、また農業共通政策をめぐる対立で妥協の態度を示さなかったことのために難航が予

想された。いったん延期されて12月1-2日に開催された EEC 首脳会議は、域内の農業問題と密接にからめたかたちでイギリスの EEC 加盟問題を討議した。首相としてはじめて国際会議を踏んだブランドは、「ローマ条約の精神からいって、拡大の問題はわが共同体の基本問題である、過渡期が終わらなければこの問題に着手すべきではない」と述べながら、また西ドイツの態度について「第一に、拡大問題の延期が共同体の機能を麻痺させていることは、経験の示す通りである。第二に、われわれが東西の接近に努めているときに、共同体が拡大されることは、共通の利害に貢献する。第三に、共同体自身が経済的にも技術的にも超大国と肩を並べ、その世界的な責任を果たすためには加盟六カ国以上に拡大する必要がある。第四に、万一、西ドイツの経済力が、共同体内部の不均衡を招来することを恐れる向きがあるとすれば、そういう理由自体からいっても拡大に賛成するのが当然であろう」と述べた⁽²³⁾。ブランド首相は、この会議でイギリス加盟促進派のリーダーシップをとったが、イタリアも積極的にこれを推し、オランダ、ルクセンブルグがこれに続いてフランスを追いつめるかたちとなった。このとき西ドイツの政治的、経済的台頭、ことにブランド政権の東方政策によるフリーハンド獲得の志向が生じた。

特に、東方政策の展開において中心である多様な東西間の交渉と「ドイツ問題」が、東西の関係国の間に重要課題になった。東方政策について西側の動きは東側との積極的な関係改善の動きより意味はなかったが、システムのレベルにおいては、アメリカと同盟国の要求は東方政策を推進するための前提条件であることを西ドイツの政策決定者はよく知っていて行動した。特に同盟国に対してパートナー関係での予測可能性、信頼性を作ること努力したことは、外交政策を展開するときより良い環境を生み出した。シュミット (Helmut Schmidt) も最近の外交回想録で「われわれドイツ人は、民族的な一体性を明確に放棄することが、隣人たちの潜在的不信を緩和するというより、強

化するであろうことも、知っておかねばならない。なぜならば、ヨーロッパ諸民族は国民国家の中に生きている。彼らはネーションとしての一体を自明のことと見、ネーションとしての自己決定を自然権と見ている。問題を共同で解決しようと、ヨーロッパ諸国がヨーロッパ自由貿易連合 (EFTA) EC, コメコンあるいは二つの同盟システムに結集すればするほど、ネーションとしてのアイデンティティは彼らにとってますます自明なものとなるのである」と述べている⁽²⁴⁾。

西ドイツは東欧の関係正常化の間ずっと、諸同盟国に対して東西の間の中立政策をいかにげんに扱うドイツという印象を避けるだけでなく、西側の支持によって東側と接触することができたという確信をもたせるために努力していた。ブランドとシュミットは、ポンの新しい東方政策の出発より前提を強調しながらそれは非常に西側のデタント政策を進展すると述べた。またポンは東方政策は中立に向けての動きを意味することではないと表明した⁽²⁵⁾。

ブランド政権がはじめた時、アメリカとの動きは、西ベルリンの安全を守ることと、ヨーロッパにおけるアメリカ軍の一方的な削減のための国内の圧力でMBFR (Mutual balanced force reduction) 協定を得るため、西ドイツとNATOの不安定を防止することであり、ヨーロッパにおいてソビエトの影響力まもるために防衛的な態勢をしめした⁽²⁶⁾。西ドイツのブランド政権が誕生したときの西ドイツ国民のアメリカにたいする感情についてベンダーは以下のように見ている。「西ドイツ市民は60年代末からアメリカにたいする理想像の色があせた。東側からの脅威は以前は影が薄くなるどころではなかったが、いまや消滅こそしないものの、目に見えて減少した。西ドイツはより強く、より自信をもつようになってきた。アメリカは、よく知るようになればなるほど、とても模範的とは言えない面をいろいろとさらけ出した。これはベトナム戦争と外交政策であると説明する。アメリカ人にとって外交政策とは自由や人権のための闘いというより、はるかにイデオロギー的な

ものだった。アメリカは、西ドイツの東側との政治的・経済的取引を裏切りとみなすこともあった。逆に、アメリカの大統領が西ドイツの東方貿易について判断を下そうとするのを、西ドイツは大国の傲慢であると受け取った。両国は同権とパートナーシップを唱えたが、両方とも失敗した。アメリカは気配りを見せようとする一方でははつきりと権力を笠に着ようとして腰がさだまらず、ドイツは卑屈なまでにいんぎんな態度と自らの優位を誇示しようとする態度のバランスをとるのに苦労していた」⁽²⁷⁾。

冷戦時代は、アメリカとドイツの関係にとって特殊な時代であった。この間ずっと、アメリカは軍隊をドイツに駐留させ、自国の破滅のリスクを抱えながら、核兵器でドイツを守ってきた。一方でドイツは、米・ソ間の対立の戦場であり、いつも破壊の危険にさらされていた。こうした状況下ではお互いの安全保障のために、すべての政治経済的な問題は最終的には我慢せざるをえない状況となっていたのである。

特に冷戦期においてアメリカ・ドイツ関係の対立には一つのパターンがあった。つまり、アメリカ政府がソビエトの脅威にひたすら心を奪われていたのに対し、西ドイツのソビエトに対する姿勢はそこまで単純ではなかったということによる対立である。アメリカはソビエトの侵略の可能性についていつも警戒していたが、その場合ヨーロッパが戦場となる可能性が高かった。西ドイツはアメリカ側から離れることはなかったものの、いつかは東ドイツを解放しドイツの統一を実現したいという最終目的があったため、ソビエトと対立することは避けたがっていた。他に、極端にドイツ政府が恐れていたのは、アメリカがソビエトとデタントの条約を結ぶために東ドイツをあきらめるというような取引をするのではないかとということであった。ドイツ政府はまた、アメリカの核ミサイル基地を自国内に設立することに関しても消極的であった。そこでブランドの東方政策が提案された。アメリカ政府は、東ドイツとの統一というドイツの目的には常に同意していたものの、同時

に複雑な思いを抱いていたこともまた確かである。アメリカは、再び統一したドイツが隣国にとって脅威となり、ヨーロッパ大陸での不安定要因になるのではないかと懸念していた。また一方で、アメリカは東西の両陣営にルーツを持つ統一ドイツが、中立性を保とうとするあまり、冷戦の状況から距離を置こうとするのではないかということも気にしていた⁽²⁸⁾。西側諸国の西ドイツに対する懸念は、ボンの東方政策のペースと方向がドイツ問題をめぐる複雑な力関係と重なっているために、慎重な測定を必要とした。

しかし、1969年ブラント政権によりなされた、戦後ヨーロッパの現状の承認、より少ない対決状態に対する一時的な協定、東ドイツの事実上の承認を目指した外交政策は、冷戦からデタントへ至る道のりのなかで変化の動因であった。

第3. ソビエトと東欧諸国との関係正常化：

70—71

ブラント政権の誕生後、ヨーロッパのデタントにおいて重要なことが条約の形態で調印された。それは、一年半前からアメリカと西ドイツの間で交渉を通じて、すでに多国間によって調印された核兵器拡散防止条約⁽¹⁾に署名したことである。その後ブラントが施政演説で行った東方政策の進展のきっかけになって、ソビエトと東欧諸国との関係正常化が予測された。特に、12月3日から開かれたワルシャワ条約機構首脳会談のコミュニケは、ブラント政権の核拡散防止条約の調印について現実主義的な傾向と肯定的に評価された。ボンの核拡散防止条約の調印について高く評価したソビエトと東欧諸国は、いままで選択した道から離れてヨーロッパの集団安全保障問題を西側に提案した。その後から東側ではウルブリヒト・ドクトリンによる締めつけが解かれ、東欧諸国にボンとの関係正常化があらたな段階に入った。特にブラントの戦略は自由と民族自決を基準とした統一ドイツを目指した広範な東西デタントを必要とした。それで西ドイツ政府の当面の任務は、第二次世界大戦によって分断された敵対と不信の障壁を除去する

ことはもちろん、対話と友好関係の樹立においてソビエトとその同盟国との間に交渉することであった。それからブラントは和解の政策を展開した。その政策は彼の過去の経験を反映したことであり、戦争を克服するための特別な努力であった。その延長線で五つのシナリオを描いた。それを簡単に整理すれば、(1)ソビエトと東欧諸国と現在の国境線について武力不使用協定で解決、(2)西ドイツとソビエトブロック間の経済的協定は経済的相互依存の枠組みを作り上げる、(3)軍備縮小のプロセスはブロック間の軍事的均衡を維持、(4)ボンは分断状況を緩和するため東ドイツと人道的な手段で交渉する、(5)このような手段の成功後、ヨーロッパ平和秩序の成立後ドイツ統一である。ブラントの戦略は外交政策の助言者、エゴン・バルによって展開された「接近による変化」の概念によって影響を受けた。これは、二つの国家のあいだのデタントは東ドイツ政権を緩やかにする、という意味であった⁽²⁾。

1969年SPDとFDPと連合政権の成立以来ブラント首相とシェール外相によって展開された東方政策は、1970年8月12日にモスクワで調印された独・ソ条約によって、初めて具体的な成果に達した。この条約について西ドイツ、ソビエト両政府は「東西ヨーロッパ諸国の関係の新しい規制の前提が作り出されたもの」と表明した。また調印後発表されたコミュニケでは、この条約は西ドイツ政府がポーランド、チェコスロバキア、東ドイツとそれぞれ達しようとしている和解と一体をなすものであることを表明しており、条約調印後は批准の問題と条約に関連する一連の東方条約の実現、とくにベルリン問題の正常化が重要な問題になった。1970—1971年は、西ドイツの東方政策がヨーロッパデタントの主導権を持って具体的な成果をめざして追求された。

西ドイツの東方政策の展開は、西ドイツにとってもソビエト及び東ドイツにとっても政治的な意味としてのデタントを越えて経済的、軍事的な分野まで広がり、これにより複合的なデタントの段階に進入した。このときソビエトの指導部は対西

側、特に西ドイツとの関係改善について満足しており、この点ではコンセンサスが大きくなった⁽³⁾。

1. 対ソビエトとの関係—モスクワ条約

西ドイツとソビエトとの話し合いは1968年7月以来中断していた。しかし1969年に入ると、アメリカとソビエトの接近を背景に、ヨーロッパの安定と緊張緩和の実現が急速に具体化する方向に向かった。このような国際情勢のなかで西ドイツの総選挙の結果ブランド・シェールの連合政権が誕生した。そのときから東西のデタント政策の交渉はセキを切ったように多角的に進展し、1970年からは西ドイツとソビエト関係の交渉を筆頭に東西ドイツ首相会談と西ドイツとポーランドとの関係正常化が成立した。さらに、かつては東西交渉の激しい論争点でありながらヨーロッパデタントの中心となったベルリン問題に関する解決についても話し合いがはじまった。

西ドイツとソビエトの間の交渉は、最初は武力不行使協定に関する交渉として、ブランド政権の成立直後、ブランド・シェール政権の申し入れによって行われた。つまり、西ドイツ政府はアラルト駐ソビエト大使をしてソビエト外務省にたいし11月15日、西ドイツの総選挙の直前から中断されていた武力不行使交渉の再開希望を述べる覚書を提出させた。ソビエト政府は、ボンの核拡散防止条約の調印を受けてワルシャワ条約機構のモスクワ会議で東側としての姿勢統一を果たすと、同会議から三日後の12月7日にははやくも翌8日からモスクワで武力不行使宣言に関する交渉を外交レベルで開始する用意がある旨を西ドイツ外務省に回答したのであった⁽⁴⁾。

ソビエトは7月10日、最高ソビエト会議でのグロムイコの外交情勢報告のなかで、従来の要求を繰り返しながらも、交渉再開の用意のあることを明らかにし、素早い対応をみせた。それに平行して政党レベルでもソビエトとの接触がはかられた。FDPは野党時代、東方政策をめぐり強硬派と柔軟派とが激しく対立していたが、後者が勝利しSPDと極めて近い立場を採るようになっていた。ソビエトはこのFDPとSPDに接近した。個別になさ

れた両党指導者のソビエト訪問は、直接大きな成果をもたらすことはなかったが、交渉機運を盛り上げることになった⁽⁵⁾。

それで会談はまず駐ソビエトアラルト西ドイツ大使とソビエト外相との間に三回にわたり行われた。西ドイツ側はこの会談において、独・ソ交渉を推進するためには、まずソビエトの指導部に深く根ざしている対西ドイツの不信感を払拭することが前提であることを知り、バール首相府東方政策担当政府次官エゴン・バールを派遣した⁽⁶⁾。

バールはグロムイコとの間に三回にわたり交渉を進めて条約の基礎を固め、最後にシェールがグロムイコとの間に交渉を行い、合意に達した。

西ドイツ・ソビエト間の交渉は「バール文書」として非公開のかたちで確認されたが、西ドイツ国内における政策論争の過程で「ビルト」によってすっぱ抜かれ、一時は内外に大きな反響を招き、交渉継続も一時は危なくなった。しかし、西ドイツとソビエトとの交渉は東西ドイツ交渉と異なり、双方に根本的な主張の対立はなく、武力不行使の問題と現在の国境不可侵であった。このような問題は、すでに西ドイツが核拡散防止条約に調印してソビエトの憂慮していた西ドイツの核武装という可能性がいちおう回避されたこと、逆に西ドイツが憂慮していたソビエトによる国連憲章の旧敵国条項である憲章第53,107条の適用による武力侵略の恐れが、交渉の過程で解決されることが明らかとなったこともあり、スムーズに進展した。

西ドイツとソビエトの間条約の成立に関して論議が集中した点は、(1)武力の不行使、(2)東西ドイツ統一の問題、(3)西ベルリンの地位問題の三つであった。第一の武力の不行使については最初ソビエトは、武力不使用条約は武力による領土変更を禁止するものの、他の手段による変更は可能であり、武力使用の可能性のある諸懸案の解決も不可欠であると主張し、東ドイツとその領土の国際法的承認など、ヨーロッパの現状の承認にかかわる十八カ条の要求をつきつけてきたのである。これに対しバールは、全面受諾か全面拒否かの不毛な選択を避け、ソ連の要求の切り離しを行い、批准

を要する条約と批准を必要としない交換公文とに要求を分け、ソ連との関係を条約で、東ドイツ・ポーランド・チェコとの関係を交換公文で扱うよう逆提案した⁽⁷⁾。内容に関わる多くの問題が残されたが、双方のもっとも危惧していた問題が解消されたことになる。しかし第四条のいう「両国が従前に締結した2国間、多国間の諸条約・合意には抵触しない」という規定を厳密に解釈すれば、国連憲章のいう旧敵国条項の適用権は依然ソビエト側に残されていることになる。第2の東西ドイツ統一の問題については、独・ソ条約第一条の現状維持の確認、第三条の国境、領土変更の要求放棄によって将来西ドイツが東ドイツを吸収するようなことはまったく不可能になる。このため西ドイツ国内においてとくに条約調印にさいして「シェール外相からグロムイコ外相宛の書簡」を手交した。西ドイツはこの書簡のなかで「この条約が、ドイツ民族が自由な自主的決定に基づいて一体制を再建しようという西ドイツの政治目的に背反しないことを確認する」と主張しており、ソビエト政府がこの書簡を受理したことによって合意が成立したものとされている。

第3のベルリン問題についてはソ連は、西ベルリンは「独立した主体」と主張し、ベルリンに関しては旧占領国米英仏ソの4カ国交渉の予備折衝が開始されている以上、西ドイツはベルリン問題に発言権はないという立場をとっていた。この問題に対する西ドイツの要求は強硬を極め、3月26日西ベルリンにおいてベルリン交渉が開始されると、ベルリン4国交渉において満足ゆく成果なくしてはソ連との条約もありえないという「ベルリン抱き合わせ」といわれる方針を採った。第2ラウンドが開始された5月12日バールは、ベルリン問題を条約で直接言及する必要はないが、ベルリン問題の満足ゆく解決と同条約とは一体であるという西ドイツ政府の見解をグロムイコに伝えた。この問題は、条約そのものとは切り離されたものの、条約成立の条件が否かで最後まで対立的となった⁽⁸⁾。

そのような経過を経て独ソ条約の第1条、第4

条によって西ドイツ側の要求が保証され、とくに第4条によって1954年10月23日に調印されたドイツ条約によって西ドイツとアメリカ、イギリス、フランス3国間で確約された「西側3カ国のベルリンおよびドイツに関する権利・義務」が再保証されたかたちとなっている。しかし、西ドイツはこの規定だけでは十分とせず、交渉の過程で「独ソ条約の批准は4大国によるベルリン問題の解決後」という了解をソ連側からとりつけ、さらに独ソ条約の調印直前の1970年8月7日、西ドイツ政府から西側3大国に対し「ドイツとベルリンに関する4大国の責任についての覚書」を送付し、8月11日3大国から確認の覚書の返答を得てはじめて独ソ条約の調印を行った。

一方、ソビエト側としては、独ソ条約の成立によって、(1)ヨーロッパの現状維持と安定が確保されること、(2)また全ヨーロッパ安全保障協力会議、相互兵力削減交渉成立後の事態にいちおうの安定が得られること、(3)中ソ関係の今後の進展にさいしても有利になることなどの利点があったと思われる。

両国の間で争点になったベルリン問題は独ソ条約の批准問題における条件であり、西ドイツとソビエトとも今後の一連のヨーロッパのデタント政策の始まりであった。しかし、その前提として、ベルリン問題の解決について、とくにベルリンの位置づけについては西ドイツ、ソビエト、東ドイツの間に見解の相違があり、また西ドイツ国内でも与野党間で意見が対立し、それぞれかなりの意見の差をみせていることに大きな問題があった。

独ソ条約の批准問題、いいかえればベルリン問題の解決の方向についてそれぞれの立場を整理してみることは意味がある。まず西ドイツ政府の考え方は、(1)西ドイツと西ベルリンの自由な通行権の確保、(2)西ドイツによる西ベルリンの対外代表権の行使を中心としていたが、西ドイツが積極的にこの問題についてソビエトあるいは東ドイツと交渉するよりは、ポツダム協定によって西ベルリンの問題に関して責任と権限を有するアメリカ、イギリス、フランス3国に交渉を委ね、西ドイツ

の立場を考慮して協定が成立することを希望した。なぜなら、こうすることによって西側3国はソビエトとの交渉を通じて西ベルリンに関して今後も間接的な責任を負うことになり、それが将来の西ベルリンの地位の安定と保証につながると判断したからである。したがってブランド首相がしばしば「ベルリンに関する米英仏ソ4大国の責任と権限」という言葉を繰り返し、この問題を喚起したのも、端的にいえば1970年8月の独・ソ条約の調印を一つの区切りとし、その後の緊張緩和の主導権は西側3国及びソビエトに委ねて今後の状況をみながら、西ドイツおよび西ベルリンにとって満足のいく形でベルリン問題の解決ができれば、独ソ条約の批准に応ずるといった基本方針のあらわれであったのである。ブランド首相が繰り返し連邦会議および国民に対し「満足のいく形でベルリン問題が解決しなければ独ソ条約の批准はありえない」と言明したのは、必ずしも国内に対する態度表明だけでなく、むしろ米英仏3国およびソビエトに対する西ドイツの立場表明であったと考えられる。

これに対しソビエトの立場は、(1)オーデル・ナイセ線の承認、現行の東西ドイツの国境線の承認がヨーロッパの緊張緩和とヨーロッパの平和共存及び全ヨーロッパ国家の理解と調整の協力関係につながること、(2)西ドイツが第二次世界対戦以後の現在のヨーロッパの政治的現実を承認することを強調しながら、西ドイツに条約は批准して初めて効力を発生するものであることを繰り返し述べて条約の批准を強く迫った。ソビエトの観点は、この独ソ条約の批准がヨーロッパのデタントのはじまりであると認識していた。特にソビエトのグロムイコ外相はブランドが派遣した首相府次官エゴン・バールとの下交渉にあたり、東ドイツを含むソ連圏の戦後秩序を条約によって確認する用意が西ドイツの新政権にあることを確信した⁽⁹⁾。

これに対し、東ドイツの立場は複雑であった。東ドイツは、まず第1に東西ドイツ国家の関係を明確にすることを要求し、これによって東ドイツが西ドイツを含むあらゆる国々から国際法的な承

認をうけることを要求した。また独ソ条約を利用して東ドイツの国際的地位の向上を実現しようとするのも東ドイツの大きなねらいであった。

事実、東ドイツの最初の反応は独ソ条約の調印直後の1970年8月14日、この条約の意義について閣僚評議会 (the GDR Council of Ministers) の名において発表された声明にみられる。ここでは、西ドイツは初めてヨーロッパのすべての国と同様に東ドイツの領土的一体性を尊重する国際法的な義務を負うことを受諾したと述べながら、ウルブリヒトを含めた東ドイツの閣僚は慎重な同義の姿勢を見せた。また、閣僚たちは、独ソ条約の義務の履行のため西ドイツとの正常的な外交関係にたいしても意見を述べている。ワルシャワ条約機構の政治諮問委員会の会議後 Moscow—Bonn 協定を評価しながら、Hermann Axen はこのような正常的な関係は戦争を防止するために必要であると自分の立場をはっきり述べた⁽¹⁰⁾。

このような東ドイツの政策は離間政策 (Abgrenzungspolitik) とよばれるが、これはあくまで東ドイツが対等の立場で西ドイツと交渉し、同時に国際社会にも西ドイツと同様の権利と立場を要求するものであった。特に東ドイツの閣僚たちは帝国主義者西ドイツから労働者・農民を境界を設けることを決意した。Willi Stoph はこのようなことを誓約しながらもブランドの国家連合 (unity of the nation) の話を拒否し、東西ドイツ間の関係において友好関係ではなくて Abgrenzung のような客観的なプロセスが不可避的に生じると述べた。Erich Honecker も同様の意見であった。このような政策は、ウルブリヒト以後、西ドイツに対抗するイデオロギー的な防御のために使われた⁽¹¹⁾。

このように東ドイツは西ドイツおよびソビエトとは別の観点から独ソ条約の意義を理解していたため、1970年11月27日から開始された西ドイツのバール首相府次官と東ドイツのコール (Michael Kohl) 閣僚評議会次官の交渉も実際には進展しなかった。この前 SED 指導者たちは西ドイツとベルリン通行問題を討議することを提案したが、し

かしこの内容は東ドイツと他の社会主義国家の利益を妨害しない行動を終結することを主張した。これは西ドイツおよび西側3国に適用されることであった。1970年11月29日ブレジネフが東ドイツの合法的な利益を保護すると約束したにもかかわらず、東ドイツ政府は西ベルリンでCDU/CSUの議員総会が西ベルリンで開かれようとしたことに抗議して、西ベルリンへの交通閉鎖を行うといった強硬な態度を取った。ソビエトはこのような行動に拒否はしなかったが、彼らがこのような行動をとるとき主導権については問題の余地がある。(12)。

このような西ドイツ、ソビエト、東ドイツのそれぞれの立場があるにせよ、こうして西ドイツとソビエトの間では緊張緩和政策が始まった。両国はモスクワ条約でヨーロッパの安全保障を脅かす武力行使を放棄し、戦後以来現在の国境不可侵を承認した。

1969年10月に誕生したブランド・シュール政権が施政演説で表明した「ドイツの中に二つの国家が存在しても、両国は相互に外国ではない。両国の相互間系は特殊な性格をもつものである」いわゆる一民族二国家 (two German states within one nation) 公式は、政権誕生以後以下の目的を目指してソビエト、東欧との関係を改善したものである。まずソビエトと東ドイツを含めて東欧諸国とともに協力関係を設立することと中央ヨーロッパにおいて東西対決を消滅することはドイツ問題を解決することを提供すること、第二に両ドイツ間に人的接触を促進させること、第三に西側同盟から孤立を避けることと西ドイツが新たなヨーロッパの平和秩序に参加することを認めること、最後に東ヨーロッパとともによりよい貿易、経済関係のため政治的基盤を作ることであった。

このような外交政策の目的を履行するために西ドイツはソビエトと武力行使放棄の交渉と現在ヨーロッパの秩序に承認姿勢を見せた。モスクワ条約の批准問題に対してはなんらの目算も立たなかったが、同条約の調印は国際的に圧倒的な好評をもって迎えられた。西欧では1962年のキューバ

危機をほぼ境目として、東西対立がなしくずしの緊張緩和に向かう徴候が生まれた。このなしくずしの緊張緩和は、第二次大戦後に出現した欧州の国境状態—なかんずくオーデル・ナイセ境界線—および「二つのドイツ」の存在を前提としている。冷戦初期にはこの戦後欧州の現状を認めなかった西側、とりわけ米英仏の三国も、60年代中期には現状不承認を積極的に唱える熱意を失っている。だが、なかでボンだけは60年代を通じてなお現状不承認に固執してきた。それゆえ、ここにのみ欧州の緊張緩和が本格化するうえでの最後の障害があった。しかし、西ドイツもモスクワ条約の締結をもって戦後欧州現状の承認に転換し、ソ連との間に武力不行使を誓約しあった。欧州の緊張緩和が本格化するうえでの重大な障害は、かくて消滅する。またボン・モスクワ関係改善は、ボンと「友人」との関係、すなわちドイツ条約によって規制されるボンと西側三国との関係、NATO条約による北大西洋関係、EEC条約による小欧州六カ国関係、独仏条約によるパリ・ボン関係のいずれをも犠牲にすることなく進み得たものであった。

2. 西ドイツとポーランド関係

西ドイツとポーランドの交渉は1963年の西ドイツ・ポーランド通商協定の成立以降、中断されたままであった。しかし、1969年5月17日ゴムルカのワルシャワにおける演説で、西ドイツにたいしオーデル・ナイセ国境を確定する条約の締結が提案された。ブランド外相が5月20日ミュンヘンで国境問題を含め武力不行使宣言の交換で交渉にはいる用意があると表明したことから交渉の道が開かれた。

ポーランド問題は西ドイツにおいて現状をこれ以上固めればドイツ統一をますます困難にする者、ポーランドとの和解を利用して東欧、特に東ドイツとの関係の改善を計るべきであるとする者との間の論争の対象としてとりあげられることになって選挙戦に入った。ブランド首相もポーランド新聞との会見で、西ドイツ政府はゴムルカ提案を検討し、数日中にポーランド政府に政治会談を提案すると述べ、11月25日ワルシャワ駐

在西ドイツ通商代表部を通じて正式に交渉の申し入れを行った。これに対しポーランド政府も応諾の回答を行い、ここに独ポ交渉はようやく軌道に乗った。

しかし、西ドイツの東方政策はソビエト、東ドイツ、ポーランドの交渉がほぼ同時に展開されたため、交渉のテンポそのものを向上させることについては難航が伝えられた。その理由は、第一に、交渉議題の確定にまつわる困難である。ソ連・西ドイツ交渉においては、当初から交渉議題は比較的明確であった。当初からその交渉は、両国間の武力不行使誓約を果たすことを目標としたことが明白であり、問題はそれをどの程度まで領土保全、国境状態の尊重などからませるかであった。それに比較すると、ボン・ワルシャワ間交渉では、両国は交渉議題を限定しないという同意のもとに会談に入った。だが、やや極端に表現すれば、オーデル・ナイセ国境線の最終性をボンに承認させることだけがポーランド側の交渉意図であることは、最初からあまりに明白であった。このことは、西ドイツ側でも暗黙のうちにはあれ、認められていた。けれども、ワルシャワ条約側の年来の対ボン要求にしたがって、ボンがドイツ単独代表権を放棄し、東ドイツを主権国家として認めるとすれば、西ドイツとポーランドは直接に国境を接しない以上、ポーランドの主張どおりにオーデル・ナイセ境界線の承認のみを議題とすることは、当然、西ドイツ側に大きな抵抗があった。第二に、西ドイツ側にはもう一つ、ポーランド残留ドイツ人のドイツ帰還問題をぜひとも交渉議題中に加えたいという希望があった。ブランド政権の東方政策に批判的なCDU/CSUの支持を期待しうるためには、この問題を議題中に加えることが絶対に必要であった。ところが、ポーランドは従来から残留ドイツ人問題そのものの存在を否認する立場をとっていたので、この問題を交渉議題中に採用することは、これまた大きな困難があった。他方、ポーランド側に西ドイツ経済界との関係を深めたいという強い願望があることは、公然の秘密であった。しかし、共産国外交の常として政治優先

の原則が貫かれ、ポーランド側はこの交渉に経済問題をじかにもちこむことはせず、長期貿易協定の締結を目的とする経済交渉が別途に70年1月下旬から進められていた。ポーランド側は、この長期貿易協定の枠内でまた巨額の低利クレジット供与、割当額拡大、企業間協力などの希望が満たされることを期待した⁽¹³⁾。このように政治・経済の二本立て交渉が同時に進行したため、両国の関係正常化を目指す政治交渉のほうは、経済交渉でポーランド側の願望が満たされない場合には、難航する傾向があった。しかし独ポ交渉は五回の会談でほぼ合意に達し、独ソ交渉、東西ドイツ交渉の進展をまって11月14日ワルシャワを訪問したシェール外相とイエンドリホフスキ外相の間で仮調印が行われた。正式調印は12月7日ワルシャワでブランド首相、ツイランキエヴィッチ首相の間で行われた。

独ポ条約⁽¹⁴⁾の内容は前文および五カ条からなるもので、第一条はポーランド西部国境の承認、第二条は武力による脅威またはその行使の放棄、第三条は両国の経済、科学、科学技術文化の協力拡大、第四条はこの条約が以前に結ばれた二国間ないし多国間条約に抵触しないこと、第五条は批准と効力の発生についてである。

このような独ポ条約は戦後、特に1960年代から展開されたヨーロッパの安全保障の新たな動きから見れば、重要な目的から手を引いて国交正常化の道を選択したものである。ヨーロッパにおいて、60—70年代はヨーロッパ問題をヨーロッパ化する時代であった。第二次大戦以後のヨーロッパの国境線をめぐる対立はとくに西ドイツとソビエト・東欧諸国間でもっとも厳しかった。ポーランドも国境線の問題についてはヨーロッパ化しながら、ヨーロッパにおいて平和問題について取り組んだ。しかし、ヨーロッパにおいて正常化関係の問題は実際に西ドイツに向けられている。この時期からポーランドの重要な目的は、(1)オーデル・ナイセを含めてすべてのヨーロッパの国境線の承認、(2)法的にはなくとも少なくとも事実上の東ドイツの承認、すなわちドイツの分断の固定化、(3)西ド

イツと東ドイツの一部ではない西ベルリンの独自の地位の承認、(4)西ドイツの核兵器の不利用、(5)1938年のミュンヘン協定の無効化となった。

このような外交的な目的でポーランドが政策を展開するなかで、1966年3月西ドイツの全ヨーロッパに対する、いわゆる平和ノートの提起が行われた。このとき、ポーランド、東欧諸国にたいする西ドイツの外交政策の重要な特徴は国境線を承認しないままでの相互武力放棄の要求であった⁽¹⁵⁾。西ドイツはワルシャワ条約国との間でもこのような路線に沿って二国間関係を行なうよう提案していた。それに応じて、ポーランドは武力放棄において全ヨーロッパ的な協定を結ぶことを提案したが、しかし西側国家はその考え方を拒否していた。このときポーランドは東ドイツを孤立化させる西側の政策について強く反対しながら、ポーランドは西ドイツに対するワルシャワ条約機構の政策調整過程においてイニシャチブをとった。また西側の期待に反して、フランスとポーランドの友好関係はソビエトとともにポーランドの連帯を弱化することではなかった。

1967年12月13-14日 NATO Council から採択されたハメル報告書(Harmel Report)⁽¹⁶⁾は、東西ヨーロッパにおいて新たな章を開いた。この報告書によれば、ヨーロッパにおいて現在の緊張の中心であるドイツ問題の解決がなければ、ヨーロッパにおいて最終的、安定的な和解は不可能である。そのような和解のためには、東欧と西側との間の不自然な壁を除去しなければならなかった。それはドイツの分断において明らかになったと指摘していた。結局この報告書は、北大西洋同盟の最終的な政治的目標はヨーロッパにおいて適当な安全保障を伴いながら持続的な平和秩序を推進することだ、としていた。

ポーランドはその趣旨に同意した。緊張緩和は自体の価値緩和あるいは最終の目標ではなく、ヨーロッパの和解を促進する一連の長期的プロセスだと考えた。しかし、ハメルにたいするポーランドの反応は積極的なものであったが、恒久的な平和をいかにして達成するのかについて意見が分

かれた。西側は西ドイツの再統一に基礎になったことを平和であると見るが、ポーランドは、西ドイツが現在の国境線を承認するともう一つのドイツ国家の承認を受け入れるまではヨーロッパにどんな安全保障もないと信じた。このようなことは西ドイツが冷戦から衰えることをより容易にした。1966年社会民主党のリーダーブランドが変化を提案した。このとき NATO 同盟国も西ドイツに対して、ポーランドの西部国境線を承認するようより率直に説得した。ブランド提案の一週間後、元 NATO 事務総長 Paul-Henri Spaak は「実際に、国境線の承認はドイツ国民の重要な利益を犠牲にすることではない」と述べた⁽¹⁷⁾。

このような国際状況の下、ポーランドと西ドイツの間に関係正常化のための条約が調印された。このポーランド・西ドイツ条約はゴムルカの外交政策の頂点であった。この条約の調印から一週間後、ゴムルカは非公開の中央委員会の総会に主席して「二つの条約は戦後ヨーロッパの歴史において新たな章を開いた」と述べた。それらはベルリン四カ国協定と東西ドイツ間の基本条約とともに実質的な進歩を象徴するものになった。またそれらは多国間協定への道を開くことになった。

第4. 東西ドイツと四カ国協定

1945年の6月から8月にかけて行われたポツダム会議で、米・英・ソ連三カ国はドイツを占領し管理することで合意に達した。しかし、賠償金問題とドイツ統合管理の具体策について未解決のままであった。ドイツは英・仏・米・ソ連四カ国の管理下に四つの占領地区に分けられ、連合管理委員会がこれを統轄した。しかし、米・ソ連代表は互いの腹のうちを探り合い、賠償を要求するソ連とドイツ経済の再建をめざすアメリカの利害は一致しなかった。西側の占領地区と東側の占領地区では政治も経済も社会も異なり、1947年のモスクワ外相会議では対ドイツ平和条約締結交渉が断念されるに至った。

国連における米・ソ間の軍縮交渉が失敗し、対立は頂点に達した。トルーマン大統領のもとアメ

リカ政府は国内の大反対を押して、原子力の共有と共同管理を提案し、その見返りにソ連国内での核兵器開発計画の査察および認可権を要求した。ソ連はそれに対し、核兵器の即時全廃と生産および使用の禁止を要求し、いかなる査察手続きも拒否した。

二年間の軍縮交渉が失敗し、国際協調が危機に瀕するに及んで、スターリンは、資本主義陣営がソ連に対して根深い敵意をいだき、アメリカの外交政策には根本的に帝国主義的性格があると確信した。一方、アメリカも、従来のアメリカの外交政策が誤りだったと気づく。ソ連はもともと拡張主義な国であり、帝国主義的侵略という帝政ロシア的な目的か、さもなくば世界革命というポリシェヴィキ的な目的を追求していると考えられた。こうして冷戦に突入すると、アメリカもソ連もそれぞれの陣営に属する国々の忠誠心に確信がもてず、華々しいプロパガンダを背景にして、緊張がしだいに高まっていった。西欧では軍事同盟の強化を求める動きが現れた。この動向は、翌年のブルッセル条約の成立というかたちで具体化した。しかし、ここにアメリカが加わったために、ヨーロッパ軍事問題は東西対立の構図の中にそっくり組み込まれていった⁽¹⁾。

1. 東西ドイツ関係

西ドイツにブランド政権が誕生後、東西交渉はセキを切ったように多角的に展開し、1970年一年間に東西ドイツ首脳会談、独ソ条約、独ポ条約が相ついで成立し、東西関係が一層活発化した。特に、ベルリンに関して協定が成立する気運をみせ、東西ドイツを中心としたヨーロッパのデタント政策が次々と実現することとなったのである。

東西ドイツの交渉は、1969年12月17日の東ドイツのウルブリヒト国家評議会議長からハイネマン西ドイツ大統領宛に書簡が送付されたことによって幕が開かれた。ウルブリヒトは「両ドイツ国家間の友好的な共存と善隣関係の形成が、妥当な国際法の一般的に承認された規範に基づいた関係を形成することを促進しよう」と前置きし、交渉の代表としてシュトフ首相とウィンチャ外相を任命

するとともに九カ条から成る条約章案を提案した⁽²⁾。

東ドイツが西ドイツとの関係正常化に積極的となった背景には、ブランド政権の誕生がきっかけになった。その後原則論的な討議が交わされた後、ブランド首相はシュトフ首相に「武力不行使宣言の交換についての交渉開始の用意がある」と正式に申し入れを行い、東ドイツ側も西ドイツが先のウルブリヒト議長の提案条約案について反応をしないことに不満を表明しながらも、「2月19日か26日、東ベルリンで会見したい」と回答した。ブランド首相も「2月23日—27日に予備交渉を、3月の第二—三週までに首相会談を開きたい」と再度申し入れを行い、結局3月2日に予備会談が行われ、第一回の首相会談は3月19日、東ベルリンでなく東ドイツのエルフルトで開かれることとなった。

3月19日、エルフルトで開かれた第一回首相会談は、戦後はじめて実現した東西ドイツの公式接触だけに内外の関心を集めたが、会談そのものはとくに友好的な雰囲気といったものもみあたらず、むしろ事務的な空気のなかで行われた。会談のとき東西ドイツの首相はそれぞれ従来の立場を繰り返し、まずシュトフ首相が「両国の社会体制は相違するが両国が平和共存するために国際法に基づく平等で無差別の関係をつくる必要があり、そのため両国の協議は東ドイツの提案した条約案に基づいて行われるべきである」と主張したのにたいし、ブランド首相は「両ドイツはそれぞれが外国ではない特殊な関係にあり、規制された併存から共存を経て、国民の一体性が確保されるべきであって、そのためにはまず意見の交換が必要であり、条約の提案を行う考えはない」と反論した。

このように第一回会談は、すべて従来の主張を互いに文書ではなく口頭で述べたというところにわずかな特徴が見出せるだけで「ただ感情的、熱弁的な、重要な会談」と評価された。しかし、エルフルト会談になんらかの具体的な成果を指摘する見解⁽³⁾から見てみれば、それはつぎの二点につきよう。第一には、同会談前にブランド首相が初

回会談の「最少限目標」と呼んだ次回会談への合意が成ったことである。エルフルト会談後の共同コミュニケが報じた会談成果は、1970年5月21日に第二回会談を西ドイツのカッセルで開くことを東西ドイツ首相が決めたことはいちおうの成果であったといえよう。第二の成果は、会談場外で起こった。すなわち、会場前に集まった東ドイツ市民の群れが期せずして示した、ブラント首相への熱烈な歓迎の意である。それは、東ドイツ政権が否定してやまない「民族の一体性」感情がほかならない東ドイツ民衆の中に現存していることを証明した。けれども、エルフルトの成果のこの第二点目は、「民族一体性の存続」という西ドイツの主張の正しさを国際的に印象づける働きをもったものの、他面、この突発事件から東ドイツ政権が両ドイツ間に「離間政策」を強化する必要をあらためて認識したという意味では、功罪相半ばするものであった。

東西ドイツ交渉に臨む西ドイツの立場を要約してみると、ブラント首相がエルフルト会談について議会に説明したなかで「東ドイツと交渉するのは、現状承認につながる東ドイツの国際法的承認についての協定ではなく、武力不行使の協定であり、同時にこの武力不行使協定が両国の関係改善につながるものでなければならない」、また「この度の交渉が、従来の規制された併存から友好的な共存へつらなる機会とならなければならないが、それ以上のことは当分見込みはない」とのべている⁽⁴⁾ことに示される、すなわち、(1)西ドイツはドイツ統一の実現という政治的究極目標からして、この交渉が分断国家の固定化につながらないように慎重に事を運び、けっして外国ではなく、ドイツ民族が住む二つの部分という表現によってドイツの一体性を保持しようとしている、(2)ベルリン問題に関しては、四カ国がベルリンおよびドイツ全体に関してもつ第二次大戦以来の責任と権限を強調することによって、ベルリンが東ドイツの管轄下にあるのではないということをあらためて表現している、(3)武力不行使の協定が中心であると主張している、ということになる。つまりヨーロッ

パにおけるデタント成立後の事態に備えようとするのがねらいであったとみられる。

これに対し東ドイツは、あくまでヨーロッパの現状承認と、それに基づく東ドイツの国家承認が外交目標であり、ベルリン問題をテコに西ドイツに迫ろうとした。東西ドイツの関係正常化は、西ドイツにとっては一連の東方外交の成立のためのステップ、あるいは両ドイツ間の実務的な関係改善の実現にすぎないのに対し、東ドイツは東西ドイツの関係の正常化、つまり東ドイツの国際法的承認が対西ドイツ政策の中心である点に大きな違いがあり、そこに交渉が他の東西交渉のようにはかばかしく進展しなかった原因があったといえよう。

いずれにせよ、第二回東西ドイツ首相会談はエルフルトでの約束どおり5月21日、西ドイツのカッセルで開かれた。ブラント首相は「具体的な交渉に導くため、いろいろな要求を出し、決着をつけるということが課題である。……広範な交渉の場をつくることは双方が合意すればむずかしくない。エルフルトで私が双方の代表者による常設の活動機関の設立を提案したことを思い出してほしい」と述べた。また条約の成立のための基本的な要素として二十項目をあげた⁽⁵⁾。ブラントの二十項目提案にみられるように、第二回会談では西ドイツ側は具体的な問題解決から全般的な関係正常化の法的取り決めへ向かおうとしたのに対し、東ドイツ側は基本的な原則の合意が先決で、それなしの下部機構による問題討議は無意味であると譲らず、結局、第二回会談では次回及びその後の会談の継続についての具体的合意もなく終了した。

けれども、カッセル会談そのものでは、ボンの具体的な二十項目提案はシュトフ首相の関心をいささかもひかなかった。シュトフ首相は本質的には二カ月前エルフルトで陳述した東ドイツの立場を繰り返し、ボンが提唱する部分的領域から両ドイツ関係正常化へという構想を拒否して、「両政府首長間に平等な国際法的関係の樹立についての合意が達成されないのに、この段階でなんらかの委員会や委任者を設置して、そこで二義的な問題の

協議を始めてみることを「ほとんど無意味」と呼んだのである。

カッセル会談はエルフルト会談以上にきびしい見解対立の場であったと結論せざるを得ない。形式的に見ても、カッセル会談はシュトフ首相の異例の抗議声明をもって開始されたし、両ドイツ首相が二回の秘密会談を含めて前回よりはるかに長時間会談したにもかかわらず、エルフルトの前例に反し会談終了時の共同声明の発表も不可能であった。

また、ブランド首相が二回目のカッセル会談での見解表明で「適当な時期に」会談が再開されるよう訴えたが、シュトフ首相は、ボン政府がその見解を変更するためには「思考のための休止(Denkpause)」が必要と述べて、会談継続を約束しなかった。語られた言葉についてみる限り、ボンによって東ドイツの国際法的承認という原則問題の回避がなされる限り、両ドイツ間交渉はありえずと主張する東ドイツは、いっさいの妥協を拒否するかのようであった。それゆえ、次回会談への合意すら達成することなく両ドイツ首相が決別すると、西ドイツでは、とりわけ野党 CDU/CSU 中に、両ドイツ首相の直接接触が第三国ではボンによる東ドイツの事実に承認と受け取られる危険があるとの声が高まりはじめ、この種の接触に対する懐疑論が強まりだした。

カッセル会談で東ドイツのシュトフ首相は、言葉の上では強硬な立場をとりながらも行動の上では柔軟さを保っていたが、この意味は、ボンの対ソビエト、対ポーランド交渉の進展状況、さらには四カ国間のベルリン交渉の進展状況を考慮しない場合には、ほとんど理解できない。この三つの交渉はカッセル会談前後にいずれも決定的段階にさしかかっていた。バール次官が、モスクワ交渉はいまや予備交渉を終え、つぎは本格交渉の段階であるとモスクワで語ったのは、まさにカッセル会談の翌日のことであった。東ドイツの国際法的承認についてなんらかの言及をも含まないことがのちに判明したバール文書の誕生は、カッセル会談の翌日、すなわち70年5月22日である。またこ

のとき注目すべきことは、エルフルト会談同時にはまだ事前打診の段階にあった四カ国間のベルリン交渉がすでに三カ国の大使間会談を重ねるにいたっていたことであった。その急速な進展が伝えられたわけではむろんないが、しかし、論理的にみて東ドイツが歓迎しないはずの四カ国ベルリン交渉が1948年以来22年ぶりに実現したという事実そのものが、東ドイツにとって軽視することの許されないものであった。

シュトフ首相がカッセルで、言葉の上では強い語調で原則堅持を唱えることに終始しながら、他方、行動において慎重かつ忍耐強い姿勢を示した背後に、三つの外交交渉の影響をみないわけにはゆかない。明らかにカッセルでのシュトフ首相はこの三つの交渉の今後の展開を見きわめる必要を感じていたのであり、それを見きわめる以前に両ドイツ間接触を決裂させるわけにはゆかなかった。性急な決裂は、それがいかに自己の原則的立場に忠実であるにせよ、東側内部での東ドイツの外交的孤立化の危険をはらんでいたからである⁽⁶⁾。また、70年代はじめから東ドイツの指導者たちは首尾一貫してデタントの構想をもっていたと言っても決して過言ではない。しかし、それは平和的手段によってシステムの闘争を持続することを心に描く様々な社会システムとともに、国家間の間に平和共存の原則に仕向けることになった。さらに、デタントと平和共存は時折同意語のように使われた。デタントは平和共存の原則を遂行するための政策と定義され、資本主義国家とともに広い範囲の協力を刺激する政策と定義された。それは国家間関係における武力の行使と脅威を防止することと軍備競争を制限・中止することを意味した。東ドイツでは社会主義に良いものは平和にもよいということと逆のことが論争になった。社会主義にたいする外部的な攻撃は失敗するから、実在的な目標は社会主義の強化のために平和、平和共存、デタントの維持を達成することであった……。このような主張は、デタントは社会主義がその潜在性を完全に発展させることを可能にしながら、他の体制との経済的な競争において自らの優越性を

証明することを可能にさせるということの意味している。

しかし、デタントと平和共存の原則は単に国家間関係に適用されるのみで、それぞれの国内での階級間関係には当てはまらないこととされた。東ドイツの指導者たちにとってイデオロギー的な共存は危険なものであった。それは閉鎖された社会を不安定にするからである。このため、政治的なデタントとイデオロギー的な共存は明確に区別されてきた⁽⁷⁾。これに対し、二回にわたる首相会談はある意味では東ドイツのデタント政策の変化の始まりであった。1971年5月3日東ベルリンのSED首脳内部ではウルブリヒトの退陣という事態が発生し、その後、東ドイツの外交政策はウルブリヒトより柔軟になった。

西ドイツではブランド首相の二回に行った東西首相会談について論議がなされた。ブランド首相自身は会談の成果について「双方の姿勢を知り、両者の基本的な検討のために政治会談続行の基礎がこれまでより具体的な形で与えられたことである」と述べて、会談の内容としては何らの成果も生み出さなかったが、今後の話し合いを行うための足掛かりとなった点を評価した。

他方野党となったCDU/CSUは、両ドイツの接触が下から上に及ぶべきであるとの立場から、当初より首相会談の開催に反対していたが、さらに5月26日の同議員団の決議で、同党が主張する東ドイツ人にたいする自決権や人間的、政治的基本権の要求に反するから、東ドイツの国際法的承認ないしは実際に承認に導くような政策を拒否すると述べ、首相会談における政府の態度に不信の態度を示した。しかし、その後東西ドイツ間に中央ヨーロッパのデタントの規制に役立ち、両国に関心する問題について公的ルートで意見交換を行う目的をもって、バール次官とコール次官との会談がまず11月27日東ベルリンで開かれ、以来東ベルリンとボンにおいて相互に東西ドイツ間の協議が続けられることになった⁽⁷⁾。

2. ベルリン問題

1960年の初めは国際協調への明るい兆しが現れ

たと思われた。しかし、核兵器の全廃を最終目標とするプランでは政治的意思はなかった。1961年、東西問題の焦点ベルリンで再び緊張が高まった。当時のベルリンでは、一週間に何千人もの東ドイツ市民がソ連管理下の東ドイツから、まだ壁が築かれていなかった境界線を越えて西ベルリンに移住しており、いわゆる「足による投票」が続いていた。その後、危機の象徴ベルリン問題に関して変化の気配が現れた。特にそれは西ドイツ内部からのことであった。大連合政権の施政方針演説は前のエアハルト政権とは小さな変化が起った。方針では東ドイツを含めて単独代表権を主張しながら、われわれはドイツの他の部分に住む同胞の後見をするつもりはないが、国民の両方の部分が分離中に別々に生きることを防止するために東ドイツとの人間的、経済的、精神的関係を促進に全力をつくしたいと述べた。

さらに西ドイツは、東ドイツが現実的存在することを認める気配を初めに示した。外相ブランドは欧州会議において、われわれはドイツ問題の広範な解決を準備するのに適当に規制された並存に努力すると述べ、ヨーロッパにおいてデタントを口にするのは、ドイツに共産主義者が支配する部分が存在しないかのように振り舞うことは許されないと述べた。その部分は実在するとして東ドイツの存在を認め、それを前提した上でヨーロッパの分断を克服し、恒久的なヨーロッパ平和秩序の基礎を築く政策に全力をつくすつもりであり、恒久的なヨーロッパ平和秩序は統一ドイツをも含むべきであるとの考えをあきらかにした1967年4月12日のキージンの政府声明は、西ドイツのデタント政策の目的はヨーロッパ平和秩序をつくることであり、西ドイツは東西ドイツ間にもデタントを望みながら両ドイツのデタントはヨーロッパデタントの構成部分であると述べた。そして、ドイツ内のデタントのために何ができるかを検討することが政治活動を行う使命であるとして具体的な提案を行い、両ドイツのドイツ人の日常生活の軽減、経済と交通の協力及び科学技術文化の交流を促進し、これによってドイツ統一の基盤を固め

て行く方向を示した。

従って、大連合政権はこれを推進する方法として東西ドイツの政府間接触を考えているが、それによって東ドイツを承認するつもりもなく、東ドイツの承認につながらせないために接触はまず下部機構から始めるべきである、としている。すなわち、接触は比較的对立の少ない技術的なものから進んで、次に政治的、構造的なものに拡大して行く、下から上への方法を考えた。他方東ドイツは西ドイツは対照的に上から下への接触をとる方法をひろげて行く考えに固執した⁽⁸⁾。

キージンガー首相のドイツ問題に関する声明に対して東ドイツの反応は拒否的であった。SEDの党大会は「キージンガー西ドイツ首相の声明に対する第七回党大会の態度」と名づける決議を発表し、声明の中にも消失していないポンのドイツ単独代表権主張は東ドイツに対する潜在的宣戦布告に等しいと極論したのである。

その後、67年5月10日、シュトフ東ドイツ首相は「両ドイツ国家間の正常な関係の樹立」を提唱する書簡をキージンガー首相に送った。ボン政府は同書簡を受領したばかりか、キージンガー首相の6月13日付きシュトフ首相宛書簡でこれに回答した。これ以後、両ドイツ首相間には同年11月末までに各二通、計四通の書簡交換が実現した。両ドイツ首相間のこの書簡往復それ自体は、それまでボン政府がこの種の書簡の受領をすら拒否するのを慣行としてきたことに照らせば、画期的な事件であった。しかし、これを内容的に見れば東ドイツが一貫して両ドイツの間の「正常な関係の樹立」を交渉議題とするよう要求した一方で、西ドイツがそれを考慮外と繰り返しつづけただけのことであり、なんらの実質的交渉にも進まなかった⁽⁹⁾。

両ドイツ首相の書簡の往復以後、ベルリンをめぐる両ドイツ間の対立がまた表面化するに至った。その発端をなしたのがシュッツ西ベルリン市長よりフェヒナー東ベルリン市長あての「双方の人々の生活を困難ならしめている緊張関係問題」に関する両市長の会談開催の提案である。東ベルリン

市側は交渉権限がないとしてこれを拒否し、東ドイツ外務省はシュッツの書簡に答えることなく、西ベルリンが西ドイツの一部ではないのに、シュッツ市長が西ドイツの参議院議長に就任することは、西ドイツが国際法を無視したことを示すとして非難し、違法行為の責任は西ドイツ政府が負うべきであると主張した。

これとともに東ドイツ側は西ドイツに地方選挙で次第に力を得つつあったNPDの動きに対して、西ドイツ政府がこれを助長し、特に西ベルリンにおいて反東ドイツ運動を行わせているとして次第に攻撃を強めるとともに、西ベルリン及び西ドイツの各地で学生を中心に動きを強めつつあったグループを煽動する態度を示し、ベルリン通行を再度制限することにより東ドイツの主権を内外に表現するに至った。

1968年3月10日に東ドイツは、東ドイツを西ドイツ及び西ベルリンのネオナチ勢力からまもることを名目としてNPD党員のベルリン通行を禁止し、次いで、4月13日にはベンダ西ドイツ内相のベルリン派遣が西ベルリンの民主勢力に対し警察行動をとるためにであり、独立の政治単一体たる西ベルリンの内政への挑発的な介入であるとして東ドイツはベルリン通行を禁止する措置をとった。アメリカ、イギリス、フランス三国側は4月19日ソビエト側に対して抗議したがソビエト側は東ドイツの措置を支持する態度を示した。

東ドイツ側はベルリンをめぐる緊張状態を背景として、6月21日東ドイツ国家評議会の名による声明をもって西ドイツ側に対し、両ドイツが核拡散防止条約に介入する義務を負うこと、両ドイツがそれぞれの領域内に核弾頭を貯蔵しないことを合意すること、両ドイツが東西ドイツ関係に武力を行使しないことを合意すること及び東西ドイツがヨーロッパにおける現状維持と現在の国境線の承認を合意することを提案した。8月9日ウルブリヒトは東ドイツ人民議会の演説で、西ドイツが単独代表権やハルシュタイン原則の諸条件を放棄し、相互関係に武力行使の放棄と国境承認についての条約を結ぶことを前提に、交渉準備のための

次官会談を開催するよう提案した。

西ドイツ側は東ドイツの提案が西ドイツの政策に対するこれまでの非難を繰り返しながらも、若干の新しい意味を含んでいることを認め、検討を行う予定でいたところソビエトとワルシャワ条約軍のチェコ侵攻が行われ東ドイツが提案したことを検討すること自体について無期延期されることに至った。

他方西ドイツ側は69年3月5日に連邦会議を西ベルリンに招集して大統領選挙を行うことを決定していたので、ベルリン通行は大統領選挙をめぐって悪化した。東ドイツは2月8日連邦会議に参加する議員のベルリン通行を禁ずる措置を取っている。また東ドイツは西ドイツが西ベルリンで予定している大統領選挙をやめるならパスポートについて西ドイツと交渉する用意があると伝えたが西ドイツはこれについて拒否した。

かかる事態のなかで、2月23日ヨーロッパ訪問の旅に立ったニクソン (Richard M. Nixon) 新大統領は26日ボンに入り西ドイツ首相と会談し、その翌日には西ベルリンを訪ねた。西ベルリンのジメンス工場で演説したニクソン大統領は、私がイギリス首相と会談したのちにベルリンに来たことは、西ベルリン市民に対するわれわれの長期的な公約を履行することを意味するものである、と述べた⁽¹⁰⁾。一方、3月初め、東ドイツの中部と西部地区でソビエト軍と東ドイツ軍の大規模な演習が行われるのに対抗して、「ボールド・ベンチャー」と呼ばれる NATO 軍の新たな演習が、2月27日から3月10までの予定で開始された。

大統領選挙開催場所をめぐる東西交渉は、施行前日まで、西ドイツ首相とソビエト大使、及び東ドイツ政府と西ベルリン市長との間で繰り返行われたが、ついに不調に終わり、東西双方軍隊の警戒態勢の下で、空路で西ベルリン入りした代議員たちによって行われることとなった。

3. ベルリン四カ国協定へ

西ドイツは、東方外交を展開するにあたってベルリン問題に慎重に注意を払い、同時に交渉の過程ないし条約においてベルリンの地位の確定とベ

ルリン通行権の確保を求めていた。独・ソ条約、独・ポーランド条約などにおいてとくにベルリン問題に関して明確な合意をとりつけたことは既述のとおりで、いずれの場合にも四大国間でベルリン協定が成立した後に批准するという留保がつけられていた。繰り返していうと、西ドイツにとって東方政策は東欧諸国との関係改善が重要な目的であって、けっして東ドイツを国際法的に承認しようとするものではない。もっとも1950年代におけるような、ベルリン全体が東ドイツとは法的に無関係である、いいかえればベルリン全体が四大国の管轄権下にあるといった西ドイツの主張は、実質的には西ベルリンは西側三国の管理下にあるという限定的主張に変化してきている。ということは、西ドイツにとってベルリン問題とは西ベルリンと西ドイツとの政治的、経済的結びつき、西ベルリンへの通行権確保、西ベルリン在住ドイツ人の権利保護といった問題に限定されてきていることを示している。西ドイツは東方政策の展開のなかでこれらの権利が見失われてしまう事態だけを回避すればよかった。それはソビエトの西方政策と西ドイツの東方政策にとって解決しなければならない当面の問題で、筆者はこの四カ国協定を戦後ヨーロッパデタントというより広い構造の中に位置づけながら、戦後のつらい遺産である西側三国のベルリンとドイツに関する権利・義務を想起させ、西ベルリン問題を西側三国とソビエトとの直接交渉にゆだね、それによって西ベルリンにたいする西ドイツの潜在的な関係を確保しておこうとしたのである。

またベルリン問題はブランド政権の東方外交の中できわめて特殊な意味をもつ。ボンの理解では、ベルリン問題それ自体は「ドイツ条約」⁽¹¹⁾に基づく四大国の権限事項であって、ボンが直接的な発言権をもたない問題とみなされてきた。ブランド政権下でもこの理解に変更はない。とすれば、それはボンの東方政策の一環として直接的には追求され得ない。ボンは対東方和解条約批准の条件としてベルリン情勢の改善の必要を唱えても、この要求は、形式的には西側三国とソ連の間の交渉を

通じて、間接的にしか満たされ得ない。ボンがソ連との間のベルリン交渉の当事者でないことは、当然、ベルリン情勢改善問題でのボンの要求貫徹力にとっての大きな制約となる。

しかし、ベルリン交渉がボンにとっては西側三国を通じての対ソ間接交渉であるという事実は、反面、ボンの東方政策に一つの安定性を与える要素ともなりうる。なぜならば、ボンが東方和解外交とベルリン交渉とを内容的にリンクさせる場合、当然、ボンと西側三国との間に緻密な意見交換及び意見調整がなければならないが、これはボンの東方外交にとっての大きな歴史的拘束要素、すなわち「ラッパロ再現」にたいする西方諸国の警戒心の解消に役立つからである⁽¹²⁾。

ベルリン問題に関する東西交渉のイニシャチブをとったのは意外にもソビエト側であった。これは、ブランド政権が1969年10月に行った施政演説の中で、ベルリン情勢の改善の必要性を強調したあとのことである。だがそこでは、対ソ連関係改善交渉とベルリン問題とは、まだ明瞭に関連づけられてはいなかった。両問題の処理が不可分の関係にあることがボンによって示唆されたのは、ボンの交渉提案へのソ連の同意表明とまさに同時のことであった。ソ連はブランド政権の誕生前1969年7月10日のソ連最高会議におけるグロムイコ外相の報告のなかで「ベルリン問題に関して四カ国が意見を交換するよう」提案⁽¹³⁾した。従来ソ連は、ベルリン問題に関しては、1967—68年の東西交渉の中断にみられるように、一貫して東ドイツの管轄権を支持するという強硬姿勢をとっていたため、1969年7月のグロムイコの発言はきわめて注目に値するものであった。これに対し西側三国も覚書を送り、独自の提案を行った。その後ソ連は西側の提案にたいし回答し自らの姿勢を示した。西側は西ドイツにブランド政権の誕生した後12月16日、より詳細な交渉提案を行い、1970年2月10日ソ連は原則的にベルリン交渉に合意すると回答、ここにベルリンに関する四カ国交渉が開始されることとなった。四カ国の交渉は西側による四カ国の大使級の代表が参加して行うという提案に基づ

き、西側は西ドイツ駐在大使が、ソ連は東ドイツ駐在大使がそれぞれ代表となる変則的なかたちで1970年3月26日に開始された。

ベルリン交渉に臨む西側の態度⁽¹⁴⁾は、この交渉は全ベルリン問題に関する交渉であり、またベルリン通行権についても旧連合国内部の一致の原則に基づいた解決を求めるというものであった。これに対して東側は、ベルリン問題は西ベルリンだけの問題であり、西ベルリンは西ドイツとは分離した自立的な政治単位という考え方をとっており、この西ベルリンを国際法的に承認させて、西ベルリンは自立的な政策を進めるべきであると主張した。

ソ連がベルリン問題について積極的であったのは、一つにはヨーロッパの安定と現状維持をはかるには、結局はベルリン問題でいちおうの合意に達することが鍵であると考えていたこと⁽¹⁵⁾、より具体的にいえば、全ヨーロッパ安全保障会議の開催と相互兵力削減交渉の成立、というヨーロッパデタントの構造の中心的課題を解決するために、戦後敵対関係になった西ドイツとの和解成立が不可欠であり、そのためにはベルリン問題に関して西ドイツの直接交渉を忌避する西ドイツに代わって、法的にも権利を有する西側三国と交渉を開始したのである。このことはベルリン問題についての東ドイツの立場と相反するものであって、東側の指導者の間で食い違いが生じたことを意味する。

ベルリン問題に関する四カ国の交渉は1970年3月26日から開始されたが、ベルリン問題が西ドイツ・ソ連間、西ドイツ・ポーランド間の交渉など一連の東西交渉の中に組み込まれた一つの要素であり、他との関連性が強いため、ただちに具体的な進展を見ることはなかった。8月12日の西ドイツとソ連の条約の調印までは四カ国代表とも相互に従来の主張を繰り返し、対立点を明確にした程度にとどまり、交渉が進展するのは西ドイツ・ソ連、西ドイツ・ポーランド両条約の交渉が完了した1970年12月以降のことであった。

ベルリン問題に関する最初の課題であった東西間の直通電話の再開は実現された。ベルリン問題

の解決のための交渉は、独・ソ条約の調印以降、アメリカ・イギリス・フランス・ソビエト四カ国大使間の協議、東西ドイツの次官レベルの会談、東ドイツ政府と西ベルリン市当局の各代表間の交渉といった形で行われた。このうちもっとも重要かつ中心的であったのは、いうまでもなく四カ国大使の会談で、他の二つの交渉は、ほぼ並行して行われたものの、やはりベルリン問題に関して法的にも実質的にも優先的な権限をもつ四カ国大使会談の成果をまたなければ具体的な進展は不可能であった。

四カ国大使会談は1970年3月以来、西側三国の代表として西ドイツ駐在の Kenneth Rush アメリカ大使、Roger W. Jackling イギリス大使、Jean Sauvagnargues フランス大使が、ソビエト側は東ドイツ駐在の Peter A. Abrassimov 大使がそれぞれ交渉にあたった。当初は関係各国の複雑な事情を反映して会談を重ねても具体的な成果をみなかったが、1971年2月5日西側三国がソビエトに協定草案を提示し、これに対してソビエト側も3月26日対案を提出するなど、このころから交渉は本格的な討議の段階に入った。

相互交換された草案をみると、双方とも従来の主張に対する譲歩がみられるようになった。まずソビエト側がこれまで反対してきた協定成立後の西ベルリンに西側の軍隊が駐在すること、また西側が協定によって西ベルリンに対する一部の権利を西側三国が留保することについて理解を示し、また西ドイツと西ベルリンの結びつきが従来よりも増大するという点についても異議をはさまなくなった。このほかソ連側は西ベルリンが西ドイツの法律の適用を受けること、西ベルリンに対する西ドイツの財政行為についても反対しなくなり、またいくらかの留保はあるが西ドイツが西ベルリンの対外代表権を行使することとくに貿易協定の締結などで一も認めるようになってきており、さらに西ベルリンが欧州共同体に参加することにも疑問をはさまなくなってきた⁽¹⁶⁾。

一方、西側の提案にも譲歩がみられたが、なかでも西ドイツ行政機関の西ベルリン駐在問題のう

ち、西側がかつて西ドイツが国防軍その他の国防機関を西ベルリンに駐在させることは自由であるとしていた立場を改め、草案ではこれに固執しないどころか、むしろ一定の枠を設けてソビエトの要求に応じようとしていた。つまり西ドイツは国防軍の西ベルリン駐在はおろか、西ドイツ基本法に基づき組織された行政機関、たとえば大統領、首相、内閣、連邦議会、連邦参議院とその委員会などは、今後、西ベルリンでは公的な活動はできなくなることを受け入れたのである。

問題は細目に関してであって、西ドイツの行政・政治諸機関の西ベルリンにおける公的な活動の禁止について、ソ連側は各政党の党活動まで含めようとしているのに対し、西側はそこまで譲歩できないとしていること、ソ連側は西ドイツが西ベルリンの政治あるいは安全保障上の問題、または領事関係や私法上の問題について代表権をもつことは認めても、東ドイツとの関係では西ベルリン市当局自身が代表権を行使することを要求しているなど、双方にいくつかの対立点をかかえたままであった。

このように四カ国と東西ドイツの間に対立点があったにもかかわらず、さらにベルリン交渉が決定的な段階にはいったとみられるのは、1971年3月、4月である。この時期まで西ドイツにはベルリン交渉の前途につき楽観・悲観の二説があり、悲観説は、モスクワ条約調印後三カ月を経て次官級での両ドイツ会談開始を提案した東ドイツが、四国間ベルリン交渉と並行して両ドイツ間でも西ベルリン出入路問題に関する交渉を優先的に進めるべきであると主張しはじめたこと、及びソ連が東ドイツのこの主張をすくなくとも黙認していること、に立脚していた。東ドイツのこの主張は、「ベルリンに関する四カ国の特殊な権利と責任」の存続というボンの見解に正面から挑戦するものであったからである。しかし、1971年3月、4月にはこの悲観説をくつがえす徴候があいついでみられた。たとえば71年3月末、ソ連は、ブランド首相によって明確に「交渉の進展にとって積極的な手がかり」が含まれていると評価されたベルリ

ン協定草案を四国ベルリン交渉の席に提出したし、同4月初旬のソ連共産党第二四回大会ではグロムコ外相が四国間ベルリン交渉とソ連・東欧諸国の対ボン和解外交の「並行」性—換言すれば相互関連性—を認める発言を行った。

1971年5月初めに突如として東ドイツのウルブリヒト国家評議会議長が党第一書記の地位を辞任したことも、四カ国間ベルリン交渉の進展と密接な関連をもつとみられる。この辞任は、その後の状況推移に照らして、実質的にウルブリヒト失権であるが、この失権の原因を言葉の厳密な意味において立証することはできない。にもかかわらず、この時期以後、両ドイツ間で西ベルリン出入交通協定交渉をという主張が東ドイツ側で目にみえて弱まり、四カ国間ベルリン交渉でアブラシモフソ連大使ににわかに楽観的言動が目立ちはじめたなどの傍証より、ウルブリヒト失権の直接原因がベルリン問題での彼のソ連への抵抗にあったとみる見解には無理がないように思われる⁽¹⁷⁾。

ベルリン問題解決の四カ国大使会談は1971年7月には頻繁に重ねられ、独・ソ条約調印一周年の8月を迎えると「交渉進展」がしきりに報じられた。8月19日、グロムコ外相が東ドイツを訪問しホーネッカー第一書記と会談したことは交渉の結実が間近いことを示した。事実8月23日、第33回目の四国大使会談でベルリンに関する大綱協定草案の合意が達された。草案は東西両ドイツ政府にも示され、両政府もそれぞれ満足の意を表し、協定に示された細目の協議にはいると発表された。

四カ国協定は最終議定書とともに9月3日、西ベルリンにおいて調印された。協定は前文と三部構成の本文及び付属文書からなっている⁽¹⁸⁾。前文と本文第1部は四カ国の権限と責任—緊張の除去と関連がある地域における紛糾の阻止、国連憲章によって彼の義務を考慮して武力の行使や脅威の禁止など—を規定し、第2部はベルリン西側地区に関する規定A、B、C、Dの四項目である。第3部は最終規定となっている。

9月6日、四カ国協定調印後初めの両ドイツ次官級が開かれたが、協定のドイツ語をめぐって東

西ドイツが対立し⁽¹⁹⁾、ついで西ドイツ政府の代表が西ベルリンと東ベルリン・東ドイツの通行協定の交渉にあたらうとしたところ、東ドイツは西ベルリン市当局との交渉を主張して譲らなかった。対立の調整は9月16—18日のブラント首相のモスクワ訪問、10月—11月1日のブレジネフ書記長の東ドイツ訪問といった政治会談によって行われ、12月3日の次官級会談において西ドイツと西ベルリン間の通行協定について合意が成立、12月17日ボンで調印された。

戦後西ドイツ政治においてベルリンを原因とする政治的困難は重大であったが、ブラント政権は、西ベルリンが原因で西ドイツに強いいられているさまざまな形の依存性を体験した。ブラント首相は、ベルリン協定によって彼の東方政策を完成させるためアメリカを必要とした。だが、アメリカ政府は、ブラントの東方政策はテンポが速すぎ自主的にすぎると考えていた。そこでニクソン大統領の安全保障問題特別補佐官キッシンジャーは、ベルリン問題で鍵をにぎるアメリカの立場を利用して、東方を志向する西ドイツの努力にブレーキをかけ、制御しようとした。だがブラントは、同時にソ連のご機嫌もとらざるをえなかった。クレムリンに重大な譲歩を求め、西ベルリンの安全性を保障し、市民の生活を楽にしなければならなかったからである。それだけではない。全力をあげて抵抗するウルブリヒトから、「満足すべき」ベルリン協定に必要な権限を取り上げ、譲歩を強いることができるのはソ連だけだった⁽²⁰⁾。

協定はまったく満足すべきものになった。特に本質的な部分は予期したよりはるかによく機能した。1972年以降、ベルリンをめぐる危機はもはや起こらなくなり、わずかな争いが生じただけだった。またベルリンを原因とする西ドイツの重荷はベルリン協定で大いに軽減はしたが、重荷そのものがなくなったわけではない。また以前に比べれば、ベルリンがボン外交政策の障害になる程度は少ないとはいえ、やはり障害であることには変わりはない。西ベルリンを管理しているのは米・英・仏の三国だから、西ドイツはこの三国に気配りを

しなくてはならない。三国の意思に反することは何もできないし、三国の明確な了承なしにはほんのわずかなことしかできない。西ドイツのすべての法律は、三国によるベルリンの地位協定に一致するかどうかの審査をパスして初めて、西ベルリンで効力を発する。大部分は日常業務で、摩擦は起きない。だが決定的に重要な問題や状況の下では、西ドイツと連合国の意見がかならずしも一致しない⁽²¹⁾。ドイツ人の目から見れば、アメリカ人は西ベルリンを守るためにベルリンに駐在していることになる。だがアメリカ人の見方では、彼らはアメリカの利益を守るためにベルリンにいることになる。もしそうではなければ、あれほど危険にさらされた場所にアメリカ人がそんなに長く我慢していないだろう。しかし、アメリカはベルリンにおける地位を利用もした。1971年キッシンジャーは、ベルリンをめぐる交渉をしたときに戦略核兵器削減交渉（SALT）と結びつけた。

ベルリン問題の解決は1970年代に東西によって行われたデタント政策を特徴づける徴候的な変化であった。ベルリン協定において四カ国と東西ドイツ間は戦後ヨーロッパの現状を安定化させた。またそれは全欧安全保障会議においてその多国間関係の正当化を促進させた。その後ベルリン問題は東西間の間で変化し続けることになる。

むすび

ベルリン四カ国協定の成立は、過去にベルリンをめぐる繰り返されてきた戦後ヨーロッパの緊張を緩和させ、ベルリン問題の鎮静化をもたらした。他方、ベルリン問題はヨーロッパデタントのバロメーターとして現れて、ベルリンとヨーロッパの安全保障の進展の基準になった。ベルリン交渉の裏面では米ソのデタント利害関係とヨーロッパ安全保障問題が重要視され、特に、NATO側はベルリン問題の条件を多国間協議の前提条件とし、さらに時間的にベルリン四カ国協定、東西ドイツ間の基本条約締結をヘルシンキ会議に先行させた。

ヨーロッパにおける新たな安全保障システムである全欧安全保障会議は60—70年代西ドイツのブ

ラントが提唱した「ヨーロッパ平和秩序構想」にうまく収められ、東ドイツに揺さぶりをかけた。東ドイツは西ドイツの要求する開放政策に強く抵抗したが、デタントという政策を求めるソ連の圧力に押し切られたことになった。戦後、西ドイツは「分断のジレンマ」をヨーロッパのデタントという「構造」から解決しながら、ドイツ国家の最終目標である「ドイツ統一」の長い旅を続けた。

註

第1

- (1) 高橋 進「西欧のデタント—東方政策の試論—」
犬童一男・山口 定・馬場康雄・高橋 進編「戦後
デモクラシー変容」, 岩波書店, 1991年, 2-3項;
Mary Kaldor, *The Imaginary War: understanding the East-West Conflict* (Basil Blackwell, 1990), ch. 3. 7.; Lawrence S. Kaplan, *The Cold War and European Revisionism, in Diplomatic History vol. 11, 1987, pp. 143-56.*
- (2) R.W. スチーブンスン著, 滝田賢治訳, 「デタント
の成立と変容—現代米ソ関係の政治力学—」, 1988,
中央大学出版部, 第1章; S.R. Ashton, *In search of Detente: The Politics of East-West Relations since 1945*, 1989, St. Martin's Press, ch. 4;
Richard Davy, eds, *European Detente: A Reappraisal*, 1992, Sage; Mike Bowker & Phil Williams, *Superpower Detente: A Reappraisal*, 1988, Sage; A. James McAdams, *East Germany and Detente—Building authority after the wall*, 1985, Cambridge U. P.; M. Kaldor, G. Holden & R. Falk, *The New Detente*, Verso, 1989
- (3) Stevenson, ch, 1
- (4) Stevenson, op, cit., p. 16
- (5) Hassner. P. 1977, *Eurocommunism and Detente*, *Survival*, 19, 6, pp: 251-54
- (6) Stevenson, op, cit., pp: 10-13, 第一に, デタントは一般的な意味において緊張の緩和であるので, 当然その前提として, それに先立つ緊張状態が存在する, 第二に, デタントを状態であるとみると, それを測定するという問題が複雑化してしまう, 第三

- に、二国間に存在している緊張を現実的に測定することがかのようなのだろうかということ。
- (7) 高橋, 前掲, p.4, 特に, デタントの意味としては, 緊張緩和を緩和するための動きとして, 緊張が緩和された状態の制度化として, 新たな国際秩序にむけてのプロセスとしてのデタントを説明している。
- (8) 60—70年代の「多極化」の動向については, 鴨 武彦著, 「国際安全保障の構想」, 岩波書店, 1990, pp: 119-33
- (9) Stevenson, op. cit., pp: 13-14
- (10) Dalton West, *Detente in trouble or is it?*, 1978, *New Zealand International Review*, January-February, pp: 29-33
- (11) 高橋, 前掲, p. 5
- (12) Bell Coral, *The Diplomacy of Detente*, London, 1977, p. 6
- (13) Willy Brandt. 1969年10月28日連邦議会で施政演説を行ったとき「ドイツ政策」の中で「ドイツ連邦共和国と東ドイツの建国以来二十年もたったが, われわれはドイツ民族がいつそう離ればなれの生活をするのを阻止しなければならない制約された並存から, ともどもの存在となるよう試みなければならない。これは単にドイツの利益ばかりではない。なぜならそれは, ヨーロッパ平和と東西関係のためにも意義をもつからである」とのべた。Boris Meissner, *Moskau-Bonn, Velag Wissenschaft und politik*, 1975, pp: 1187-1189
- (14) 高橋, 前掲, pp: 7-14; Dieter Senghaas, *Friedensprojekt Europe*, ゼンクハースは東西対立は体制の次元, 安全保障政策の次元, 対外経済の次元, 人道の次元で行ったと説明する。この東西紛争構造が分断国家にそのまま適用され激しい冷戦を招来した。Adrian Hyde-Price, *European Security beyond the Cold War*. pp: 5-8; G. Braitmaier (mit Beitr), *Ost-West-konflikt und Friedenssicherung*, Stuttgart 1985; Volker Rittberger (ed). *International Regimes in East-West politics*, Pinter, 1990
- (15) Richard Davy, *Up the Learning Curve: An overview*. in Richard Davy eds, *European Detente: A Reappraisal*, pp: 1-30; Mike Bowker & Phil Williams, op. cit., ch. 3
- (16) Peter Bender, *Deutsche Parallelen: Anmerkungen zu einer gemeinsamen Geschichte zweier getrennter Staaten*, Berlin, Siedler, 1989, 永井清彦, 片岡哲史訳, pp: 116-7
- (17) 高橋, 前掲, p. 7-14, 特に表1 「東西ドイツのミラー・イメージ」を参考
- (18) 星万治彦, 「東ドイツの興亡」, 青木書店, 1991. p. 74-75
- (19) A. James McAdams, op. cit., pp: 68-115; Michael J. Sodaro, *Moscow, Germany, and the West: from Khrushchev to Gorbachev*, Cornell U. P, 1990. pp: 94-100
- (20) 高橋, 前掲, pp: 12-13; Peter Bender, *Neue Ostpolitik*, p. 31
- (21) 戦後ヨーロッパの安全保障について, Adrian Hyde-Price, ch. 3, 重要な要素五つを提示
- (22) Peter, Bender, 前掲, pp: 97-101
- 第2
- (1) 佐瀬昌盛, 「西ドイツの東方政策」, 日本国際問題研究所, 1973, pp: 17-19
- (2) Boris Meissner, op. cit., pp: 1187-89
- (3) いわゆる一民族二国家公式, 社会民主党は「西側へ統合」の政策変化とともにベルリン壁事件後東ドイツの存在を否定できないことになった。その後から一民族二国家論が展開された; Clemens, Clay, *Reluctant Realists: the CDU/CSU and West German Ostpolitik*, 1962-82, p.67
- (4) Sodaro, op. cit., p. 152
- (5) Sodaro, op. cit., p. 153
- (6) Sodaro, op. cit., p. 151
- (7) Sodaro, op. cit., p. 152
- (8) Sodaro, op. cit., p. 152
- (9) Karl Birnbaum, *East and West Germany: A Modus vivendi*, Saxon House, 1973. pp: 3-4
- (10) Sodaro, op. cit., pp: 164-5
- (11) *Mißtrauische Nachbarn, Deutsche Ostpolitik 1919-1970*, von Hans-Adolf Jacobsen,

- 1970, SS. 402-404
- (12) Sodaro, op. cit., pp: 141-144; Karl Birnbaum, op. cit., pp: 5-6
- (13) Die Deutsche Ostpolitik 1962-1970. S. 341
- (14) Europa Archiv, Folge 19/1969. SS. 458-459
- (15) ドイツ外交政策の冷戦政策からデタントへの大転換を意味することである。
- (16) Europa Archiv, Folge 8/1970, D. SS190-193
- (17) 西ドイツとポーランドの交渉は1963年以後中断された
- (18) Europa Archiv, Folge 8/1970, D., SS187-190
- (19) McAdams, op. cit., pp: 100-101
- (20) 1969年10月28日施政演説の中で, Boris Meisner, op. cit., pp: 1187-1189
- (21) 1969年10月28日施政演説の中で, Boris Meisner, op. cit., pp: 1187-1189
- (22) George McGhee, At the Creation of a New Germany: from Adenauer to Brandt Yale U. P, 1989, P. 119
- (23) Klaus Reiff, Frieden by Willy Brandt, 直井武夫訳, 読売新聞社, pp: 130-143
- (24) H. Schmidt, Die Deutschen und ihre Nachbarn, 永井訳, 上の pp: 84-86
- (25) W.F. Hanrieder, Germany, America, Europe, Yale, 1989, pp: 198-99
- (26) William E. Griffith, The Ostpolitik of the Federal Republic of Germany MIT, 1978. pp: 177-178
- (27) Peter Bender, op. cit., pp: 136-140
- (28) Jeffrey E. Garten, A Cold Peace, Times Books, 1992, pp: 57-60
- 第3
- (1) 西ドイツは1969年11月28日調印
- (2) Sodaro, op. cit., pp: 165-67
- (3) Sodaro, op. cit., pp: 179-202
- (4) 佐瀬, 前掲, pp: 103-104
- (5) 高橋, 前掲, p. 37
- (6) 高橋, 前掲, p. 40
- (7) 高橋, 前掲, p. 42
- (8) 高橋, 前掲, p. 43
- (9) Peter Bender, op. cit., p. 195
- (10) Sodaro, op. cit., pp: 185-186
- (11) Sodaro, op. cit., pp: 191-193
- (12) 1971年1月27日にも, FDPが支部長会議を西ベルリンで開催しようとしたことに対し, 東ドイツは抗議の意味でベルリン交通路を閉鎖した。
- (13) 佐瀬, 前掲, pp: 129-31
- (14) Europa Archiv, Folge 1/1971, D. SS. 25-26
- (15) 戦後の国境線の承認は常に東欧から提起された問題である
- (16) Richard Davy eds. A Polish View, by Adam Daniel Rotfeld, pp: 166-95
- (17) Richard Davy eds. op. cit., pp: 172-3
- 第4
- (1) C. S. Nicholls eds, The Encyclopedia of the 20th Century Power, London, 1990, 平凡社, 政治(下)
- (2) Europa Archiv Folge 8/1970, D. SS. 190-3; 国際問題70年12, pp: 371-388
- (3) 佐瀬, 前掲, p156-58
- (4) Europa Archiv Folge 18/1970, D. SS. 217-19; 国際問題, 前掲, pp: 378-379
- (5) Europa Archiv Folge 14/1970, D. SS. 332-333; 国際問題, 前掲, pp: 379-380
- (6) 佐瀬, 前掲, pp: 156-58
- (7) Richard Davy, op. cit., pp: 148-9
- (8) 大連合政権において外交面で初めのことで対話の開始で意味がある大連合政権の外交政策(特にOstpolitik)については Griffith, op. cit., pp: 133-138
- (9) お互いに国内事情に干渉しながら緊張を激化させた
- (10) Department of State Bulletin, 24. March, 1969. pp: 260-62
- (11) 1952年西ドイツと米・英・仏の西側連合国との間で結ばれた双方の対等な関係を定めた条約
- (12) 佐瀬, 前掲, pp: 167-68
- (13) Europa Archiv Folge 19/1969. D. SS. 458-9; Alexander L. George, Philip J. Farley, Alexander Dallin eds, U. S. -Soviet Security Cooperation: Achievements Failures Lessons, 1988, Ox-

- ford U. P., Jonathan Dean, Berlin in a Diveded Germany: An evolving International Regime, pp: 88-105;同年10月 UN 演説で西ドイツとの関係改善を表明, 特に McAdams, op. cit., pp: 94-98; Boris Meissner, Moskau-Bonn, pp: 1172-1175
- (14) Jonathan Dean, op. cit., pp: 93-97; Griffith, op. cit., pp: 199-200; David M. Keithly, Breakthrough in the Ostpolitik: The 1971 Quadripartite Agreement, 1986, Westview, pp: 119-138; Brandt, Begegnungen und Einsichten, op. cit., pp: 509-517; Wolfgang Wagner, "Das Berlin-Problem als Angelpunkt eines Ausgleichs zwischen West und Ost in Europa," Europa Archiv, vol. 26, no. 11, pp: 325-339
- (15) Keithly, op. cit., pp: 130-35; Jonathan Dean, op. cit: 93-100; Europa Archiv Folge 5/1970, S. 157
- (16) Europa Archiv Folge 11/1971, S. 379
- (17) 佐瀬, 前掲, p. 170-71
- (18) Keithly, op. cit., pp: 209-221
- (19) Europa Archiv Folge 19/1971, p. 195-6;国際問題1969-73資料 (国際問題研究所) 参照
- (20) Peter Bender, op. cit., pp: 215-218
- (21) Peter Bender, op. cit., pp: 219-221